2020年（令和2年）度 研究報告書

海外の児童虐待防止の取組みに関する調査研究

研究代表者　増沢　高（子どもの虹情報研修センター）
共同研究者　田中　恵子（子どもの虹情報研修センター）
趙　正祐（慶南総合社会福祉館、国立昌原大学家族福祉学科）

社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹 情報研修センター
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

2020年（令和2年）度 研究報告書

海外の児童虐待防止の取組みに関する調査研究

社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹 情報研修センター
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

目次

Ⅰ. はじめに 研究の目的

Ⅱ. 方法

Ⅲ. 海外の児童虐待対応に関する状況

第 1 部　国別の児童虐待防止の取組み

1. アメリカ合衆国 …… 1
1. アメリカ合衆国の概況…… 1
2. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン …… 1
3. 児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数 …… 2
4. 児童虐待対応の流れ…… 3
5. 児童虐待対応の状況…… 6
(1) 通告件数…… 6
(2) 調査・アセスメント件数…… 7
(3) 被害児童数…… 8
(4) フォスターケアを受けた児童数…… 9
6. 虐待による死亡事例…… 11

2. イギリス …… 12
1. イギリスの概況…… 12
2. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン …… 12
3. 児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数 …… 12
4. 児童虐待対応の流れ…… 13
5. 児童虐待対応の状況…… 14
(1) 通告件数、及び通告対象児童数…… 14
(2) 児童保護プラン児童数…… 15
(3) 支援が必要な児童（Children in Need） …… 16
(4) 社会的養護児童（Looked after Children） …… 17
6. 虐待による死亡事例…… 20

3. オーストラリア連邦 …… 21
1. オーストラリア連邦の概況…… 21
2. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン …… 21
3. 児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数 …… 22
4. 児童虐待対応の流れ…… 23
5. 児童虐待対応の概況…… 23
(1) 通告、調査、被害児童数…… 24
(2) 被害が実証された児童…… 25
(3) 児童保護対象児童、ケア・保護命令対象児童、及び家庭外ケア児童 …… 26
6. 虐待による死亡事例…… 27

4. フィンランド共和国 …… 28
1. フィンランド共和国の概況…… 28
2. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン …… 28
3. 児童虐待対応の中心機関と設置数 …… 28
4. 児童虐待対応の流れ…… 29
5. 児童虐待対応の概況…… 30
(1) 通告件数…… 30
(2) 児童保護ケース…… 31
(3) 家庭外ケア…… 31
6. 虐待による死亡事例…… 33

5. 大韓民国 …… 34
1. 大韓民国の概況…… 34
2. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン …… 34
3. 児童虐待対応の中心機関と設置数及び専門職と人数 …… 35
4. 児童虐待対応の流れ…… 37
5. 児童虐待対応の状況…… 39
(1) 通告件数…… 39
(2) 通告者の類型…… 39
(3) 児童虐待事例判断の件数…… 41
(4) 児童虐待事例において児童が受けた虐待の種別ごとの件数…… 42
(5) 被害児童数…… 42
(6) 要保護児童の発生理由及び措置結果…… 43
(7) 児童福祉施設と家庭委託（里親）世帯の数、及び保護児童数 …… 45
(8) 児童保護専門機関のサービス提供の件数…… 47

6. 虐待による死亡件数…… 48

6. カナダ…… 49
1. カナダの概況…… 49
2. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン …… 49
3. 児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数 …… 50
4. 児童虐待対応の流れ…… 51
5. 児童虐待対応の状況…… 52
(1) 通告と調査…… 52
(2) 虐待が実証されたケース…… 55
1) 虐待種別 …… 55
2) 虐待が実証された子どもの主要な問題 …… 55
3) 虐待が実証された養育者の主要なリスク …… 56
(3) 社会的養護児童（Out-of-home care） …… 56
6. 虐待による死亡事例…… 58

7. ドイツ連邦共和国…… 61
1. ドイツ連邦共和国の概況…… 61
2. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン …… 61
3. 児童虐待対応も含む援助の中心機関と設置体制及び所属する専門職と人数 …… 62
(1) 青少年局…… 62
(2) ソーシャル・ペダゴーグ（Socialpädagoge 社会教育士）
とソーシャル・アルバイター（Socialarbeiter） …… 62
4. 児童虐待対応の流れ…… 63
(1) 緊急保護…… 63
(2) アセスメント…… 63
(3) 支援…… 63
5. 児童虐待対応の状況…… 65
(1) 緊急保護件数…… 65
(2) アセスメント数とその結果…… 66
(3) 支援の種別と数…… 68
6. 虐待による死亡事例…… 69

第 2 部　児童虐待対応における国家間比較…… 70

1．各国の概況比較…… 70
2．児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン…… 71
3．児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数…… 71
4．児童虐待対応システムについて…… 76
5．虐待対応の統計から…… 76
(1) 通告数と認定件数等…… 76
(2) 虐待種別…… 78
(3) 代替養育…… 78

資料…… 82

執筆者一覧 …… 88

Ⅰ．　はじめに　研究の目的

日本で大きな社会問題となっている子ども虐待は、世界でも根本的な解決が難しい重大課題の一つであり続けている。児童虐待への対応は、大きく三つの段階で考えるのが基本とされる。一つは虐待が発生しないように虐待発生するリスクを早期に発見し、リスク解決のための支援を行う予防的対応の段階である。二つ目は虐待が発生した場合に、そこに介入し、子どもを保護して安全な環境を提供する介入・保護の段階で、三つ目は保護された後に、子どもと家族に対して、改善に向けた治療・教育的支援を行う段階である。

世界における虐待対応の歴史を俯瞰すると、1961 年にヘンリー・ケンプ(C. Henry Kempe)が米国小児科学会総会で被殴打児症候群（The Battered Child Syndrome）を報告したことを契機にアメリカ等の欧米諸国は子ども虐待防止に本格的に取り組み始めるが、その取り組みには大きく２つの傾向に分かれて展開した。それは児童を危害から保護することに焦点をあてた「児童保護」志向と予防に焦点をあてた「家族・児童福祉サービス」志向である。アメリカやイギリスは主に前者を重視し、後者は北欧やドイツ、フランス等が該当する（田澤,2017）。しかし 90 年代に入って、「児童保護」志向であったアメリカでも、危害が大きくなった段階で介入し保護する対応では、その後の適切な支援につながりにくく、経過も良好でないことに気付いていった。また重症化する前の段階で、家庭訪問等を行うなど予防的な支援が効果的との認識が支援評価のエビデンスを踏まえて高まっていった。こうした背景から 2000 年以降はアメリカもイギリスも早期の予防的支援の強化に舵を切り始めている。（Krugman,1997、鷲山,2020、増沢ら,2019）。

現在の日本の状況は、児童虐待防止法の制定以降、児童相談所を中心に児童保護の体制強化に力を注いできた。しかし急増する児童虐待相談に体制が追い付かずに、重要な支援に充分な手が回らない状況になっている。また、虐待による死亡事例の多くが 0 歳児であることから、周産期からの虐待予防の重要性を認識に、市区町村の保健と福祉を中心とした予防的支援にも力を入れつつある。市区町村の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの統合的整備の構想は、それを後押しするものと言えよう。しかし、実際のところ、多くの市区町村で、その整備は立ち遅れている。

こうした現状を克服し、より良い方向性と手立てを見出すために、諸外国の取り組みから学ぶことは非常に有益となると考える。子どもの虹情報研修センターでは、これまでもイギリスやアメリカなど主要先進国への視察を行い、情報を報告してきた。しかし、それらは特定の国の報告に止まるものであった。本研究は、これまでの視察国に止まらず、主要な複数国の取り組みを俯瞰し、可能な限り相互の比較検討を行うことを目指したものである。

本報告で対象とする複数国とは、北米地域ではアメリカとカナダ、ヨーロッパではイギリスとドイツ、北欧のフィンランド、オセアニア地域のオーストラリア、アジア地域の韓国の計 7 か国である。それぞれ特徴的な展開をしており、例えば、アメリカやイギリスは児童保護に力を入れてきた歴史があり、フィンランドは一貫して予防的支援を重視してきた。ドイツも予防

的支援に力を注いでいる。オーストラリアは、ニュージーランドと並んで先住民の権利擁護に力を入れファミリーファーストの発想を展開し、カナダは、児童保護の権限を民間に委譲しコミュニティを基盤に予防から介入、支援までを展開している。韓国は、その逆に民間が行ってきた児童保護業務の一部が行政に移管されつつある。

ここでは、それぞれに特徴的な展開を見せる各国の児童虐待対応に焦点をあて、法制度、支援機関、サービス、児童保護と代替養育及び虐待による死亡事例に関する統計などを把握することを第 1 の目的とする。その上で日本も含めた各国の比較検討を行うことを第 2 の目的とする。

Ⅱ． 方法

以下の方法で情報の収集を行った。

①インターネットでの公式データの収集

②過去の視察先報告書や文献からの情報把握

①については、いずれの国においても、政府や国立機関のホームページ等で公開している情報を収集した。主な情報源は表 1 の通りである。この情報源を基にさらに情報把握に努めた。それらについては、資料 (83～87 ページ) に記載する。なお連邦国家であるアメリカ、カナダ、オーストラリアのデータや情報の一部については全国合計の把握は困難であるため、それぞれニューヨーク州、オンタリオ州、ニューサウスウェールズ州に限定した。

表 1.

アメリカ	Child welfare information gateway（児童福祉情報ゲートウェイ）
	New York State, Office of Children and Family Services（ニューヨーク州子ども家族サービス）
カナダ	Canadian child welfare research portal（カナダ児童福祉リサーチ専門サイト）
	Government of Canada, Public Health Agency of Canada（カナダ公衆保健局）
	Ontario Association of Children's Aid Societies (CAS)（オンタリオ州チルドレンズエイドソサイエティ）
イギリス	UK Government, Department for Education（イギリス教育省）
	NHS Digital（イギリス国民保健サービス・データサービス）
ドイツ	Statistisches Bundesamt (Destatis)（ドイツ連邦統計局）
フィンランド	Finnish Ministry of social affairs and health（フィンランド社会保健省）
	Finnish institute for health and welfare（フィンランド保健福祉研究所）
	Finnish Ministry of justice（フィンランド法務省）
オーストラリア	Australian Government, Australian institute of family studies（オーストラリア政府家族研究所）
	NSW Department of communities and justice（ニューサウスウェールズ州コミュニティジャスティス省）
韓国	保健福祉部
	統計庁
	児童権利保障院
	社会保障委員会

②については、対象とした報告書等は表 2 の通りである。

表 2.

アメリカ	「2014 年度第 40 回資生堂児童福祉海外研修報告書」(2015 年)資生堂社会福祉事業財団.
	「子どもの虹情報研修センター紀要」(2019 年)子どもの虹情報研修センター.
カナダ	「第 41 回(2015 年度)資生堂児童福祉海外研修報告書」(2016 年)資生堂社会福祉事業財団.
	「令和元年度研究報告書 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて（オーストラリア、イギリス、カナダ）」（2020 年） 子どもの虹情報研修センター.
イギリス	「2018 年度第 44 回資生堂児童福祉海外研修報告書」(2019 年)資生堂社会福祉事業財団.
	「平成 30 年度研究報告書 イギリスの児童福祉制度視察報告書」（2019 年）子どもの虹情報研修センター.
	「平成 30 年度研究報告書 児童相談所と市区町村における児童相談担当職員の人材育成に関する研究」 (2019 年)子どもの虹情報研修センター.
	「令和元年度研究報告書 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて（オーストラリア、イギリス、カナダ）」 (2020 年)子どもの虹情報研修センター.
	「2012 年度第 38 回資生堂児童福祉海外研修報告書」(2013 年)資生堂社会福祉事業財団.
	「イギリス福祉施策にみる「児童保護」制度の軌跡と課題」(2017 年) 社会保障研究. 2(2・3)(6).
ドイツ	「平成 29 年度研究報告書 ルーマニア・ドイツの児童福祉制度視察報告書」(2018 年)子どもの虹情報研修センター.
	「2017 年度第 43 回資生堂児童福祉海外研修報告書」(2018 年)資生堂社会福祉事業財団.
	「2012 年度第 38 回資生堂児童福祉海外研修報告書」(2013 年)資生堂社会福祉事業財団.
フィンランド	「第 39 回（2013 年度）資生堂児童福祉海外研修報告書」(2014 年)資生堂社会福祉事業財団.
オーストラリア	「令和元年度研究報告書 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて（オーストラリア、イギリス、カナダ）」(2020 年)子どもの虹情報研修センター.
韓国	「児童虐待の対応体系の課題と改善方向：児童保護専門機関を中心に」（2020 年）国会立法調査処.
その他	「諸外国における児童虐待対応」(2020 年)こころの科学, 214, 33-41.

Ⅲ. 海外の児童虐待対応に関する状況

第１部　国別の児童虐待防止の取組み

1. アメリカ合衆国

１．アメリカ合衆国の概況

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）の人口（児童人口）、首都とその人口、政体、GDP（一人あたり）、国民負担率、出生率、及び児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率を表 1-1 に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

表 1-1.　アメリカ合衆国の概況

	アメリカ	日本
人口 （児童人口）	3 億 2754 万 （7,399 万） （2018.12.31） U.S. Census Bureau	1 億 2,617 万 （1,860 万） （2019.10.01） 総務省統計局
首都と人口	ワシントン D.C.　71 万 （2019）United States Census Bureau	東京　1,400 万（2020） 東京都
政体	大統領制、連邦制 （50 州、連邦政府直轄コロンビア特別区）	立憲君主制
GDP(1 人あたり)IMF	65,112 ドル(2019)	40,847 ドル(2019)
国民負担率　財務省	34.5%（2017）	43.3%（2017）
出生率 OECD	1.7（2018）	1.4（2018）
貧困率（児童貧困率） OECD	0.178（0.212）（2017）	0.157　（0.139）　（2015）

２．児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン

アメリカの児童虐待施策に関する連邦法の中心は、児童虐待予防及び治療法で、1974 年の制定以来、改正が重ねられている。最近の改正は、2018 年の児童虐待被害者法再承認法である。また、性的搾取やポルノ、性暴力から子どもを守る法律のほか、予防、支援サービス、フォスタリング、家族分離予防、家庭外養育、養子縁組、州をまたいだ養子縁組などそれぞれについて独立した法律が数多く存在し、2000 年以降成立の連邦法だけでも 10 本超ある（表 2-1）。

表 2-1.　基盤となる法律とガイドライン

主要な法律
＜連邦法＞ ・CAPTA;児童虐待予防及び治療法(Child Abuse Prevention and Treatment Act　1974 年制定後、改正が重ねられている。最新の改正は 2018 年の児童虐待被害者法再承認法（Victims of Child Abuse Act Reauthorization Act of 2018）による (2000 年以降制定の法律) ・家族第一予防サービス法(Family First Prevention Services Act ;2018 制定) ・子ども家族サービス改善及び改革法(Child and Family Services Improvement and Innovation Act; 2011 年制定) ・フォスタリング連携の成功及び養子縁組増加法(Fostering Connections to Success and Increasing Adoptions Act of 2008) ・子ども家族サービス改善法(Child and Family Services Improvement Act of 2006) ・アダムウォルシュ児童保護及び安全法（性犯罪の被害者となったアダムウェルシュの名前を付けた、性的搾取、ポルノ、性暴力から子どもを守る法律）(Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006) ・安全かつタイムリーな州間の児童の家庭外措置法(Safe and Timely Interstate Placement of Foster Children Act of 2006) ・赤字削減法(家族支援サービスのため)(Deficit Reduction Act of 2005) ・公正な家庭外ケアへのアクセス法(Fair Access Foster Care Act of 2005) ・養子縁組促進法(Adoption Promotion Act of 2003) ・子どもと家族の安全維持法(Keeping Children and Families Safe Act of 2003) ・安全で安定した家族の促進改正法(Promoting Safe and Stable Families Amendments of 2001) ・州間養子縁組法(Intercountry Adoption Act of 2000) ・児童虐待予防実施法(Child Abuse Prevention and Enforcement Act of 2000) **＜州法　ニューヨーク州＞** ・児童保護サービス法（Child Protective Services Act of 1973） ・ソーシャルサービス法（Social Service Act） ・家庭裁判所法（Family Court Act）
ガイドライン等
＜ニューヨーク州＞ ・子ども家族事務所児童保護サービスマニュアル(Office of Children and Family Services Child Protective Services Manual　2019) ・ニューヨーク規定、規則、規制第 18 編(Title 18 of the New York Codes, Rules and Regulations)

出典：Child welfare information gateway(2019).Factsheet about CAPTA: A legislative history.

Child welfare information gateway　State statutes search

https://www.childwelfare.gov/topics/systemwide/laws-policies/state/?CWIGFunctionsaction=statestatutes:main&CWIGFunctionspk=1(2020 年 11 月 1 日取得)

３．児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数

児童虐待に対応する中心的機関は Child Protective Services（以下、CPS）である。州が管轄し、本部と地域ごとにいくつかの支所に分かれて設置されている。CPS の役割（機能）は、通告の受理、緊急保護、カウンセリング等の支援の調整、裁判所手続き、社会的養護措置等である（表 3-1)。CPS の設置数については、ニューヨーク市中心部マンハッタン地区の設置数を示す(表 3-1)。CPS に従事するワーカーについては、ニューヨーク州マンハッタン地区での人数と、アメリカ全 51 州のうち統計のある 43 州のワーカー数を表 3-1 に示す。なお、これらの統計数値は、アメリカ連邦政府のヘルス・アンド・ヒューマンサービス省に属して統計と政策提言を行ってい

るチルドレンズ・ビューローの情報に基づいている。

職員体制について、多くの CPS では、通報スクリーニング、調査と対応は、異なるグループのスタッフが行うが、1 人のワーカーが複数または全ての機能をカバーし、追加サービスの提供までを行っている CPS もある。そのため、ワーカーと対応ケース数のデータは一律に比較をすることが難しい。そこでチルドレンズ・ビューローではフルタイム勤務のワーカー数の統計をまとめている。2018 年、43 州のフルタイムワーカーは 29,754 人であった。40 州において、インテークとスクリーニングのワーカーが 3,349 人、調査・対応を行うワーカーは 20,469 人と算出される。同 43 州で、調査と代替対応などの特別な業務にあたるワーカーは、年間 72 ケースの調査（または対応）を行っている。

表 3-1.　NY 市 CPS の機能、マンハッタン地区の CPS 設置数、そこに従事するワーカー数

機能	設置数	ワーカー数
・通告受理、アセスメントや調査 ・養育相談、トレーニングの提供 ・カウンセリングや治療調整 ・緊急保護 ・金銭的支援 ・家庭裁判所・刑事裁判所の裁判手続きアシスタント ・リハビリと社会的養護措置 ・デイケア・家事支援等のサービス提供/調整 ・ケースマネジメント ・支援計画作成	ニューヨーク市 マンハッタン地区 （人口 159 万） CPS オフィス 19 か所 ・本部 ・支所 15 か所 ・緊急対応 1 か所 ・里親等支援者/CPS 等職員関与ケースの特別調査 1 か所 ・監督命令ケース・マネジメント 1 か所	●ニューヨーク市 マンハッタン地区 CPS ワーカー 3,500 人 ●全国 51 州中 43 州合計 ・通告受付/受理ワーカー3,349 人 ・調査/対応ワーカー20,469 人 （1 人あたり平均対応ケース 72 件）

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau (2020). Child maltreatment 2018. New York State ウェブサイト https://ocfs.ny.gov/main/localdss.asp(2020 年 7 月 30 日取得)より

４．児童虐待対応の流れ

通報（referral）を受けた CPS は、緊急対応が必要なケースについては、警察と協働して即時に緊急介入を行う。それ以外のケースについては、通告として受理する（Screen-in）かしない(Screen-out)かを識別する。CPS が受理したケースは、虐待の有無について調査を行い、虐待があれば、裁判所関与の下、司法命令に基づいてフォスターケア等のサービスが提供される（図 4-1)。

80 年代までアメリカは、こうしたハイリスクケースへの調査保護に力を入れていたが、1990 年に設置された子ども虐待とネグレクト勧告委員会は、その在り方には重大な欠点があると結論づけ、予防的支援の重視を強調した。ハイリスクケースか軽度・中度ケースかに分けて、重度の場合は、従来の司法関与による対応を行い（Investigation Response: IR)、軽度・中度ケース

については、予防的な支援を行う（Alternative Response: AR）という 2 つの流れを構築しての支援の展開が始まった。AR は、家族アセスメントを行って、家族のストレングスに注目し、家族との肯定的な関係を構築して、家族機能を高める方法を一緒に見つけて、ニーズに合った地域のサービスにつなげていくものである。

IR と AR という二つの流れで対応するあり方をディファレンシャル・レスポンス(Differential Response: DR）などと呼んでいる（図 4-2)。

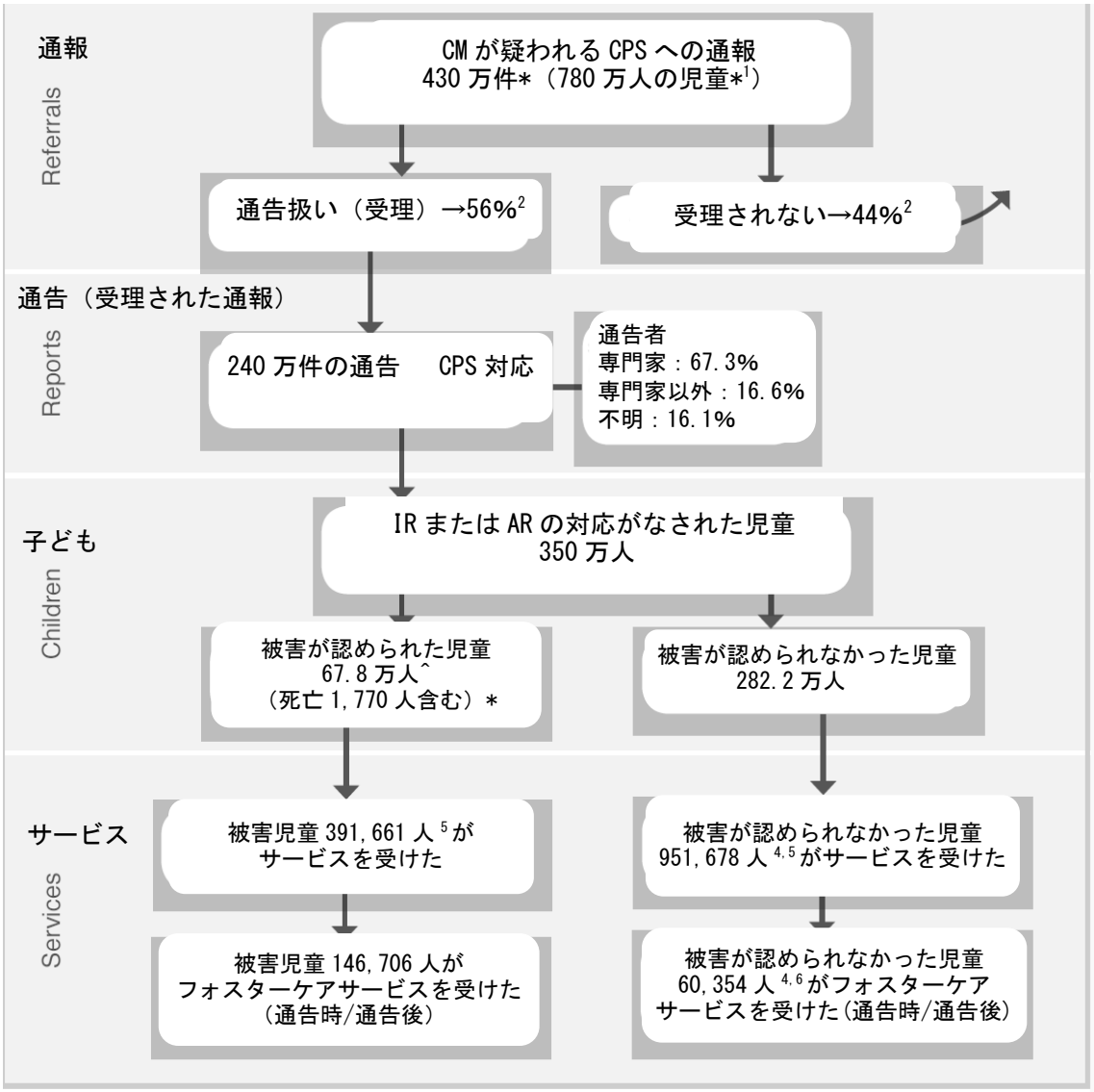

出典： U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

図 4-1.　虐待対応の流れと 2018 年度統計

*全国統計は推定値（※報告のない州もあるため）　^概数
1: 通報の対象となっている子どもの平均人数は 1.8 であった
2: 受理件数と非受理件数を報告した州のデ ータ
3: 被害が認められなかった子どもの推定数は、子どもの人数（重複なし）から被害が認められた子どもの数（重複なし）を引いて算出
4: AR 対応を受けた子どもも含む
5: 50 州のデータをベースに算出
6: 49 州のデータをベースに算出

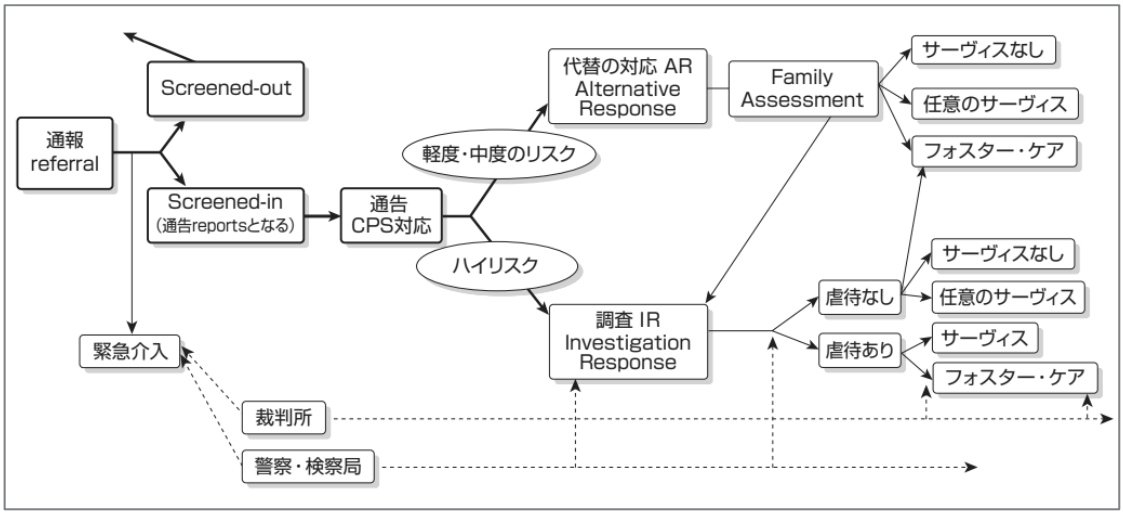

出典： 犬塚峰子 (2015).アメリカ合衆国の子ども虐待対策の現状 ～予防的支援の展開とエビデンス・ベースト・プラクティス～. 第 40 回資生堂児童福祉海外研修報告書,27.

図 4-2. ディファレンシャル・レスポンス（Differential Response: DR）の流れ

５．児童虐待対応の状況

（１） 通告件数

全通報数と受理された通告数、及びそれぞれの児童 1,000 人あたりの割合を表 5-1 に示す。また表 5-2 には通告者の割合（2018 年）を示す。

表 5-1. 受理された通告数（通告扱いとされた通報数）(2014-2018 年)

	報告州	児童人口	全通報数（推定値）	児童 1,000 人あたりの通報数率	受理通報数（実数と推定値）	児童 1,000 人あたりの受理通報率
2014	52 州	74,333,785	3,717,000	50	2,163,450	29.1
2015	52 州	74,351,670	3,889,000	52.3	2,237,754	30.1
2016	51 州	73,649,701	4,044,000	54.4	2,327,000	31.3
2017	52 州	74,234,537	4,130,000	55.6	2,356,361	31.7
2018	52 州	73,993,353	4,327,000	58.5	2,402,827	32.5

52 州：50 州＋プエルトリコ＋ワシントン D.C.

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

表 5-2.　通告者の割合（2018 年）

教育関係者	20.5%
法執行機関職員（警察や保安官など）	18.7%
ソーシャルサービス職員	10.7%
医療関係者	10.5%
メンタルヘルス従事者	5.9%
児童保育ケア提供者	0.6%
フォスターケア提供者	0.4%
親族	6.2%
親	6.2%
友人や隣人	3.8%
被害者とされる者	0.4%
加害容疑者	0.0%
その他	6.8%
匿名	7.7%
不明	1.6%

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

（２） 調査・アセスメント件数

児童虐待に関する調査、及びアセスメントを受けた児童数を表 5-3 に示す。

表 5-3. 調査・アセスメントを受けた子ども

	報告州	児童人口（報告州）	調査またはアセスメントを受けた児童数	児童 1,000 人あたりの調査児童率
2014	52 州	74,333,785	3,260,523	43.9
2015	52 州	74,351,670	3,359,531	45.2
2016	51 州	73,649,701	3,441,462	46.7
2017	52 州	74,234,537	3,501,744	47.2
2018	52 州	73,993,353	3,533,597	47.8

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

（３） 被害児童数

調査等の結果、被害が実証された、または示唆された児童（被害児童とする）の数を表 5-4 に、それらの年齢別内訳（率）と虐待種別内訳をそれぞれ表 5-5、表 5-6 に示す。

表 5-4. 被害児童数

年	報告州	児童人口（報告州）	被害児童数	児童 1,000 人あたりの被害児童率
2014	52 州	74,333,785	675,429	9.1
2015	52 州	74,351,670	683,221	9.2
2016	51 州	73,649,701	671,176	9.1
2017	52 州	74,234,537	673,756	9.1
2018	52 州	73,993,353	677,529	9.2

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

表 5-5. 被害児童の年齢（2018 年）

	1,000 人あたりの被害児童率
1 歳未満	26.7
1 歳	11.8
2 歳	11
3 歳	10.3
4 歳	9.8
5 歳	9.7
6 歳	9.2
7 歳	8.9
8 歳	8.7
9 歳	8.4
10 歳	7.9
11 歳	7.3
12 歳	7
13 歳	6.8
14 歳	6.6
15 歳	6.5
16 歳	5.6
17 歳	3.7

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

表 5-6. 被害児童が受けた虐待種別（Child Maltreatment :CM）（2018 年）

	報告州	報告州での種別内訳	カリフォルニア州	コロラド州	ニューヨーク州	ペンシルベニア州
ネグレクトのみ	52 州	411,969(60.8%)	49,633	9,217	38,116	312
心理的マルトリートメント（心理的虐待）のみ	44 州	15,605(2.3%)	2,577	105	50	45
性的虐待のみ	51 州	47,124(7.0%)	2,248	871	365	2,058
身体的虐待のみ	52 州	72,814(10.7%)	2,384	904	570	1,864
医療ネグレクトのみ	37 州	5,720 (0.8%)	1	104	487	175
その他の虐待（１タイプ）	18 州	18,542(2.7%)	140	−	1,651	40
性的人身売買のみ	18 州	339(0.1%)	−	−	−	6
不明	3 州	94(0.0%)	−	27	−	−
複合的な CM を受けた	52 州	105,322(15.5%)	6,812	651	27,546	195
被害児童数合計	52 州	677,529(100%)	63,795	11,879	68,785	4,695

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children's bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

（４） フォスターケアを受けた児童数

フォスターケアを受けた児童数と、フォスターケアの種類別児童数の内訳を表 5-7、表 5-8 に示す。また措置解除理由別の児童数を表 5-9 に示す。

表 5-7. フォスターケアを受けた児童数(2018 年)

	被害児童			被害が認められなかった児童		
	児童数	フォスターサービスを受けた児童数	割合	児童数	フォスターサービスを受けた児童数	割合
報告州	49 州	49 州	−	49 州	49 州	−
報告州における合計	640,583	146,706	22.9%	3,241,590	60,354	1.9%
カリフォルニア州	67,996	23,340	34.3%	371,439	7,975	2.1%
コロラド州	12,701	1,677	13.2%	40,850	347	0.8%
ニューヨーク州	−	−	−	−	−	−
ペンシルベニア州	−	−	−	−	−	−

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children's bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

表 5-8. フォスターケアとなった児童の措置先など(2018 年 9 月 30 日現在)

親戚関係のない里親	198,753	46%
親戚関係にある里親※	139,004	32%
施設	28,040	6%
グループホーム	19,253	4%
家庭復帰トライアル※※	21,630	5%
養子縁組前の家庭	17,707	4%
家出中	4,247	1%
SV 付きで自立	7,214	2%
合計	435,848	100%

※親戚関係について、連邦政府は 5 親等以内を指すとしているが、運用は州によって異なる
※※家庭復帰トライアルとは、州が子どもの SV を続けている状態で、6 ヵ月間、日数を決めて試験的に子どもが何度か帰宅をした後、里親委託を解除する

出典：Children’s bureau/ACYF/ACF/HHS (2020). Foster care statistics 2018.

表 5-9. 措置解除の理由(2018)

親や主な養育者との再統合	121,631	49%
親戚と住む	16,862	7%
養子縁組	61,901	25%
18 歳になった	17,844	7%
ガーディアンシップ[1]	26,084	11%
ケース移管	2,983	1%
家出	736	0%
死亡	323	0%
合計	248,364	100%

出典： U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau. (2019). The AFCARS Report Preliminary FY 2018 Estimates as August 22, 2019-No.26

[1] 法的後見人がつくこと。多くの場合、実親の親権をはく奪せず家族関係を維持し、親戚関係にある養育者が永続的な家庭を提供する場合に使われる。

６．虐待による死亡事例

アメリカには子どもの死亡事例検証制度（Child Death Review ： CDR）がある。CDR による検証の結果、虐待によって死亡した児童数は表 6-1 の通りである。2018 年には 1,738 人が死亡している。

表 6-1. 虐待によって死亡した児童数(2014-2018 年)

	虐待による死亡児童数	児童 10 万人あたり
2014	1,585	2.14
2015	1,603	2.23
2016	1,708	2.33
2017	1,678	2.31
2018	1,738	2.39

出典：U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children’s bureau. (2020). Child Maltreatment 2018.

2. イギリス

１．イギリスの概況

イギリスの人口（児童人口)、首都とその人口、政体、GDP（一人あたり)、国民負担率、出生率、及び児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率を表 1-1 に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

表 1-1.　イギリスの概況

	イギリス	日本
人口 （児童人口）	6,643 万 （1,195 万） (2018-19)　Office for National Statistics	1 億 2,617 万 （1,860 万） (2019.10. 01) 総務省統計局
首都と人口	ロンドン　902 万 (2020) Population UK	東京　1,400 万（2020） 東京都
政体	立憲君主制	立憲君主制
GDP(1 人あたり) IMF	41,030 ドル(2019)	40,847 ドル(2019)
国民負担率　財務省	47.7%（2017）	43.3%（2017）
出生率 OECD	1.7（2018）	1.4（2018）
貧困率（児童貧困率） OECD	0.117（0.124）（2018）	0.157　（0.139）　(2015)

２．児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン

イギリスの児童虐待施策に関する法律の中心は 1989 年児童法(Children Act 1989)と 2004 年児童法(Children Act 2004)であり、関連する法律として 2017 年児童とソーシャルワーク法(Children and Social Work Act 2017)や 2002 年養子縁組児童法(Adoption and Children Act 2002)などがある。これらに基づく法定指針として「子どもの安全保障のための協働(Working together to safeguard children)（通称“ワーキングトゥギャザー”)」(2018 年改訂）があり、これに基づいて子どもの安全保障のための取り組みや深刻な危害を受けている子どもの保護等が行われている。

３．児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数

児童虐待に対応する中心機関は地域自治体に属する Children Social Care(CSC) である。CSC の機能は以下の４つである。

・虐待等の通告の受理、調査、介入
・重大な危害がある、あるいは疑われるケース（児童保護プランケース）への支援
・社会的養護（代替養育）となったケースへの支援（自立支援、里親支援、養子縁組支援など）
・支援を必要とする子どもと家庭への早期支援（Early Help）

イギリスには156の自治体があり、そのすべてにCSCが設置されている。人口規模の大きい自治体では、支部を設置して対応しており、1か所のCSCが管轄する人口規模は約30万人である（表3-1)。CSCには国家資格を有する児童家庭ソーシャルワーカー（以下、児童家庭SWr）がいて、上記の機能を担うために、機能ごとにチームを編成して支援を行っている。全国のCSCには児童家庭SWr約3万人が従事している。

児童家庭SWrは、実際にケースへの対応を行うケースホルダーとシニア実務者、ケースは持たずに管理やスーパーバイズを担うファーストラインマネージャー、ミドルマネージャー、シニアマネージャー、さらに統計部門のワーカーなどケースを持たないSWrに分かれ、キャリアに応じて必要な役職を担っている（表3-2)。

2019年9月、ケースを担っている児童家庭SWrのフルタイム換算人数はイギリス全土で20,006.6人であった。CSCが対応したケース数は年間337,411で、一人当たりのケース数は平均16.9ケースであった。

表3-1. CSCの機能、設置数、そこに従事するワーカー数

機能	設置数	ワーカー数
・通告の受理、調査、介入 ・児童保護プランケースへの支援 ・社会的養護ケースへの支援 ・支援を必要とするケースの早期支援（Early Help）	156の自治体のすべてに配置（人口30万人に1か所）	児童家庭ソーシャルワーカー30,720.1人（2019.9）（フルタイム換算人数）

出典：UK Government Department for education (2020). Children's social work force 2019.より

表3-2. 児童家庭ソーシャルワーカー人員数（2019年9月30日）

	人員実数		フルタイム換算人員数	
シニアマネージャー	572	1.7%	560.4	1.8%
シニア実務者	4,988	15.2%	4,597.0	15.0%
ミドルマネージャー	1,324	4.0%	1,291.2	4.2%
ファーストラインマネージャー	4,415	13.4%	4,267.9	13.9%
ケースホルダー	17,062	51.8%	15,970.5	52.0%
ケースなしのSWr	4,556	13.8%	4,033.1	13.1%
総数	32,917	100.0%	30,720.1	100.0%

出典：UK Government Department for education (2020). Children's social work force 2019.

４．児童虐待対応の流れ

通告を受理したCSCは、1日以内に、CSCの関与が必要なケース（Children in Need）か、不要なケースかを判断する。前者のうち、子どもに差し迫った危険がある場合は、家庭裁判所から緊急保護命令を得て子どもを保護する。この保護期間は原則7日間以内で、最大8日間延長できる。命令を求める時間的猶予がない場合など例外的に、警察が子どもを家庭から分離できるが、

その期間は最大 72 時間以内とされている。CSC の関与が必要なケースで、緊急保護とならなかったケースは、通告後 45 日間以内に子どものニーズのアセスメントが実施される。そのアセスメントで子どもに「重大な害（significant harm)」がある、またはその危険性がある場合は、カンファレンスを行い、重度のケースと判断されれば、児童保護プラン(Child Protection Plan)の対象となる。必要な対応を検討するアセスメントのために児童虐待等の家庭調査を行う場合があり、これを 47 条調査とよんでいる。児童保護プランの対象となった場合、支援チームが構成され、必要な支援とアセスメントが繰り返されていく。その中で里親委託（Foster care）等を提供する必要性がある場合は、その許可を家庭裁判所（家裁）に申請する。これを「ケア手続き（Care Proceeding)」とよぶ。審判には半年ほど費やされ、審判が下る（ケア命令(Care Order)）と正式に里親委託等となる。審判が下る前までは、家裁から暫定ケア命令(Interim Care Order)を得て里親ケア等が暫定的に開始される。

重大な危害がない、またはなさそうな場合でも、予防的支援を重視し、学校や保健機関など地域の関係機関と協働して早期支援（Early Help）が行われる。イギリスでは、近年早期支援に力を入れている。それは重症化してからの支援は非常に困難が伴うため、早期に支援を開始することで重症化を予防する狙いがある。それは早期であるほど支援の効果が大きいというエビデンスに基づいている。

５．児童虐待対応の状況

児童虐待対応の流れに沿って、統計上のデータを以下に示す。なお、数値は四捨五入されている。

（１）通告件数、及び通告対象児童数

通告数は 60 万件から 65 万件あり、その対象となった児童数は 55 万人から 58 万人である（表 5-1)。イギリスには法的な通告義務はないが、日本に比べて通告数は多い。通告者は警察が 189,910 件と一番多く約 3 割を占める。次いで学校が多く約 2 割を占めている(表 5-2)。

表 5-1. 通告件数及び通告対象児童数（2014-15～2018-19 年）

	通告件数	児童 1,000 人あたり	通告対象児童数	児童 1,000 人あたり
2014-15	635,620	54.83	553,500	47.75
2015-16	621,470	53.22	547,330	46.87
2016-17	646,120	54.82	571,000	48.45
2017-18	655,630	55.25	581,280	48.98
2018-19	650,930	54.45	575,290	48.12

出典：UK Government Department for education (2020).Characteristics of children in need: 2018 to 2019.

表 5-2.　通告者の内訳と通告件数(2018-19 年)

通告者	通告件数	割合
学校	117,190	18.0%
教育サービス	15,580	2.4%
保健サービス	95,070	14.6%
地方自治体	86,810	13.3%
警察	189,910	29.2%
その他法的執行機関	23,780	3.7%
ハウジング機関	8,540	1.3%
個人	51,950	8.0%
その他	35,780	5.5%
匿名	15,580	2.4%
不明	10,730	1.6%
総数	650,930	100.0%

出典：UK Government Department for education (2020).Characteristics of children in need: 2018 to 2019.

（２）児童保護プラン児童数

通告後、ニーズやリスク、児童保護プラン等の登録の有無を判断するために行ったアセスメント件数（完了した数）と 47 条調査件数、及び児童保護プランに登録された児童数を表 5-3 に示す。約 5 万人の児童が「重大な危害（significant harm)」がある、またはその危険性があると判断され、児童保護プランに登録され、濃密な支援が行われている。児童保護プラン開始ケースの虐待種別の内訳を表 5-4 に示す。ネグレクトが最も多く、心理的虐待が次に多い。表 5-5 は年齢別内訳で、小学校、中学校年齢の児童が多い。児童保護プランに至る前のアセスメントで認められたリスク要因の種別と件数を表 5-6 に示す。アルコール問題・薬物使用、家庭内 DV、精神疾患が多く、心理的虐待やネグレクトを受けている子どもが多い。

表 5-3. アセスメント件数、47 条調査件数、児童保護プラン児童数(3 月 31 日現在)

	年度内完了アセスメント件数	児童 1,000 人あたり	年内に開始された47条調査件数	児童 1,000 人あたり	児童保護プランの対象の児童数	児童 1,000 人あたり
2014-15	550,810	47.52	160,490	13.85	49,690	4.29
2015-16	571,640	48.95	172,510	14.77	50,310	4.31
2016-17	606,910	51.5	185,680	15.76	51,080	4.33
2017-18	631,090	53.18	198,090	16.69	53,790	4.53
2018-19	644,730	53.93	201,170	16.83	52,260	4.37

出典：UK Government Department for education (2020).Characteristics of children in need: 2018 to 2019.

表 5-4. 児童保護プラン開始時、児童が被っていた主要な虐待(2018-19 年)

	合計児童数	うち出生前
ネグレクト	25,330	820
身体的虐待	4,170	110
性的虐待	2,230	20
心理的虐待	18,460	230
複合的	2,070	30
児童保護プラン児童の総数	52,260	1,210

出典：UK Government Department for education (2020).Characteristics of children in need: 2018 to 2019.

表 5-5. 児童保護プラン対象児童の年齢(2019 年 3 月 31 日)

	1 歳未満	1～4 歳	5～9 歳	10～15 歳	16 歳以上
児童数	4,820	13,130	15,180	15,580	2,340

出典：UK Government Department for education (2020).Characteristics of children in need: 2018 to 2019.

表 5-6. アセスメントで認められたリスク要因の件数(2018-19 年)

アルコール使用[1]	91,110	人身売買	2,490
薬物使用[1]	104,880	ギャング	10,960
家庭内 DV[1]	252,580	社会的に許容されない行動	41,130
精神疾患[1]	217,120	自傷	22,470
知的障害[1]	63,210	ネグレクト	89,730
身体的障害/疾病[1]	52,770	心理的虐待	105,070
ヤングケアラー	16,520	身体的虐待	71,080
私的に養育されている (privately fostered)	2,280	性的虐待	30,720
保護者がいない難民	3,090	女性器の切除（FGM）	1,000
行方不明、家出	15,740	信仰や信条に関係する虐待	1,950
性的搾取	18,720	その他	98,660
リスク要因が認められた件数合計			498,870

1. 子ども、親や養育者、または同世帯に住む者に関する要因
※ 一人の児童に複数のリスクが存在する場合がある

出典：UK Government Department for education (2020).Characteristics of children in need: 2018 to 2019.

（3）支援が必要な児童（Children in Need）

児童保護プランに登録されるまででではなくても、支援が必要な児童（Children in Need）がおり、約 40 万の児童がその対象となっている（表 5-7)。支援が必要な児童の主要なニードとその

件数を表 5-8 に示す。最も多いニードは虐待とネグレクトで、機能不全家族や強いストレス下にある家族など課題を抱えた家族のもとにいる子どもや障害等を抱えた子どもが多い。

表 5-7. 支援が必要な児童(Children in Need)（3 月 31 日現在）

	支援が必要な児童数	児童 1,000 人あたり
2014-15	390,130	33.7
2015-16	393,910	33.7
2016-17	389,040	33.0
2017-18	404,710	34.1
2018-19	399,510	33.4

出典：UK Government Department for education (2020).Characteristics of children in need: 2018 to 2019.

表 5-8. 支援が必要な児童の主要なニード(2018-19 年)

虐待またはネグレクト	216,290
子どもの障害や病気	33,590
親の障害や病気	9,880
強いストレスのもとにある家族	33,750
機能不全家族	58,820
社会的に許容できない行動	8,230
低収入	1,490
アブセントペアレンティング（心理精神的な親機能が果たせない）	15,110
その他	3,720
言及なし	17,030
支援が必要な児童数合計	399,510

＊　ニードごとの数値にはシュロップシャーのデータが含まれていない。

出典：UK Government Department for education (2020).Characteristics of children in need: 2018 to 2019.

（４）社会的養護児童(Looked after Children)

代替養育を必要とした（社会的養護）の児童数について過去 5 年間の数値を表 5-9 に示す。社会的養護の児童について、主要なニード、法的根拠、措置先の種別、及び措置解除の理由を、それぞれ表 5-10、表 5-11、表 5-12、表 5-13 に示す。措置先は里親が多く、全体の約 70 パーセントを占めている。措置解除の理由は、家庭復帰（自宅に帰る）が最も多く全体の 4 分の 1 を占める。続いてそのまま自立する、特別後見人、養子縁組が、それぞれ 16%、13%、12%と多い。

表 5-9.　社会的養護児童数（Looked after Children）（3 月 31 日現在）

	社会的養護児童数	児童 1,000 人あたり
2014-15	69,470	6.0
2015-16	70,410	6.0
2016-17	72,610	6.2
2017-18	75,370	6.4
2018-19	78,150	6.5

出典：UK Government Department for education (2020). Children looked after in England including adoption: 2018 to 2019.

表 5-10.　社会的養護児童の主要なニード（2019 年 3 月 31 日）

虐待またはネグレクト	49,570
子どもの障害	2,290
親の病気や障害	2,290
強いストレスのもとにある家族	6,050
機能不全家族	11,310
社会的に許容できない行動	1,110
低収入	120
アブセントペアレンティング（心理精神的な親機能が果たせない）	5,410
社会的養護児童数合計	78,150

出典：UK Government Department for education (2020). Children looked after in England including adoption: 2018 to 2019.

表 5-11.　社会的養護児童の法的根拠（2019 年 3 月 31 日）

ケア命令	58,260
措置命令(非行少年)	5,450
児童法 1989 第 20 条の同意	14,130
児童保護のための拘留	60
少年司法適用（12 歳以上の社会的養護下の母）	240

出典：UK Government Department for education (2020). Children looked after in England including adoption: 2018 to 2019.

表 5-12. 社会的養護児童の措置先(2019 年 3 月 31 日現在)

里親	親戚や知人	10,380	13%
	養子縁組里親	430	1%
	第三者	45,340	58%
養子縁組前家庭		2,190	3%
親元[1]		5,210	7%
地域で自立		3,400	4%
施設	ﾁﾙﾄﾞﾚﾝｽﾞﾎｰﾑ(養護施設)	6,570	8%
	ﾚｼﾞﾃﾞﾝｼｬﾙｽｸｰﾙ[2]	110	0%
	半自立[3]	2,790	4%
	非行少年保護施設	140	0%
	その他	1,150	2%
その他		440	1%
社会的養護児童数合計		78,150	100%

出典：UK Government Department for education (2020). Children looked after in England including adoption: 2018 to 2019.

表 5-13. 措置解除の理由(2018)

養子縁組	3,570	12%
死亡	50	0%
その他自治体へ移管	570	2%
親責任を保持する親等と暮らすため自宅へ帰る	7,040	24%
親責任のない親等と暮らすため支援を受ける	1,660	6%
居所命令やアレンジメント命令[4]	1,120	4%
特別後見人命令	3,840	13%
自立	4,680	16%
成人入所施設へ	570	2%
拘留の判決	430	1%
差し戻し終了	190	1%
18 歳以上	240	1%
児童が外国へ引っ越す	80	0%
その他	5,430	18%
合計	29,460	100%

出典：UK Government Department for education (2020). Children looked after in England including adoption: 2018 to 2019.

[1] 家族の意思決定と関係の修復を主眼として綿密な計画と監視のもとで短期的に行われる。
[2] 入所型の治療教育施設。
[3] 自立への移行を支援する16歳以上を対象とした宿泊施設への措置。
[4] 両親の離婚や事実婚解消の際、裁判所が子どもと居住する主な養育者を決める。

６．虐待による死亡事例

イギリスでは、子どもの死亡事例検証制度（Child Death Review ： CDR）があり、全死亡児童に対して行われている。さらに死亡に至らないケースも含めた深刻な虐待ケース等の検証（Serious Case Review ： SCR）が行われている。2015 年から 2019 年まで、各年内に完了した CDR と SCR の件数を表 6-1 に示す。さらに CDR の結果、虐待死と認定されたケース数を表 6-2 に示す。なお、CDR ケースの 3～4 割は検証完了までに 1 年以上の時間を要しているため、各年の CDR 件数と死亡件数は同じではない。

表 6-1. 児童死亡レビュー(CDR)と重大事例レビュー（SCR)完了の件数

	CDR 件数	SCR 件数
2015	3,484	86
2016	3,626	116
2017	3,555	94
2018	3,540	90
2019	3,215	75

出典：NHS Digital (2019). Child death reviews: year ending 31 March 2019.

表 6-2. CDR で虐待死と認定された事例数(2018-19 年)

故意に与えたけが、虐待、ネグレクトによる死亡事例合計		55
うち	救えたかもしれない要素があった	45
	救えたかもしれない要素はなかった	10

出典：NHS Digital (2019). Child death reviews: year ending 31 March 2019.

3. オーストラリア連邦

１．オーストラリア連邦の概況

オーストラリア連邦（以下、オーストラリア）の人口（児童人口）、首都とその人口、政体、GDP（一人あたり）、国民負担率、出生率及び児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率を表1-1に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

表1-1.　オーストラリアの概況

	オーストラリア	日本
人口 （児童人口）	2,518万人 （559万） (2018. 12. 31) Australian Bureau of Statistics	1億2,617万 （1,860万） (2019.10. 01) 総務省統計局
首都と人口	キャンベラ　43万（2019） Australian Bureau of Statistics	東京　1,400万（2020） 東京都
政体	立憲君主制	立憲君主制
GDP(1人あたり)IMF	53,825ドル(2019)	40,847ドル(2019)
国民負担率　財務省	39.6%（2016）	43.3%（2017）
出生率OECD	1.7（2018）	1.4（2018）
貧困率（児童貧困率） OECD	0.124（0.133）（2018）	0.157　（0.139）　（2015）

２．児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン

オーストラリアには、家族関係や親権の規定がある家族法（1975年）（Family Law Act 1975）と、豪州人権委員会法（1986年）（Australian Human Rights Commission Act 1986)などの連邦法の下に、各州（全6州及び2準州）の児童福祉制度があり、それに基づいて児童虐待への対応が行われている。

ニューサウスウエールズ州（以下、NSW）では、児童青少年(ケアと保護)法（1998年）（Children and Young Persons（Care and Protection）Act 1998)を原則法とし、養子縁組法（2000年）（Adoption Act 2000)、子ども若者のためのアドボケート法（2014年）（Advocate for Children and Young People Act 2014)、養育者（承認）法（2010年）（Carers（Recognition）Act 2010)、児童保護（国際的措置）法（2006年）（Child Protection（International Measures）Act 2006)、児童保護（子ども支援）法（2012年）（Child Protection（Working with Children）Act 2012)、コミュニティ・サービス（苦情、レビュー、モニタリング）法（1993年）（Community Services（Complaints, Reviews and Monitoring）Act 1993)などを関連法とする。

同州のガイドラインには、養子縁組規則2015（Adoption Regulation 2015)、児童保護（子ども支援）規則2013（Child Protection（Working with Children）Regulation 2013)、子ども若者（ケアと保護）（児童雇用）規則2015（Children and Young Persons（Care and Protection）

(Child Employment) Regulation 2015)、子ども若者（ケアと保護）規則 2012 (Children and Young Persons (Care and Protection) Regulation 2012) などがある。

３．児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数

児童虐待に対応する中心機関は、州及び準州の児童保護局 (Community Services：CS)である。NSW の CS の主な役割は以下のとおりである。

・児童虐待通告の受理、調査、介入
・ケースマネジメント
・家庭外ケア
・予防サービスの提供
・二次予防（リスクのあるケースへの予防的支援）サービスの提供
・ハイリスクケースへの集中的家族支援サービスの提供

NSW(人口 799 万(2019)Australian bureau of statistics)には 80 か所の CS があり、人口約 10 万人に 1 か所あることになる。NSW 内の CS に従事するケースワーカーは、2019 年第 3 四半期現在で 1,777 人である(表 3-1)。

表 3-1.　NSW 州 CS の機能、設置数、そこに従事するワーカー数

機能	設置数	ワーカー数
・通告受理、調査、介入 ・ケースマネジメント ・家庭外ケア ・予防、二次予防、集中的家族支援サービスの提供	NSW 州(人口 799 万)80 か所 （人口約 10 万人に 1 か所）	1,777 人（NSW の CS に所属するケースワーカー数） (2019 年第 3 四半期)

出典：NSW Department of communities and justice.　Caseworker dashboard September 2019 Quarter.

４．児童虐待対応の流れ

NSW 州では、警察、病院、保健機関、福祉機関、学校（私立学校・幼稚園含む）、CS が所属する局内の地域家族サービス機関、保育園、障がい者施設などに通告が義務付けられている。通告を受けたケースがすべて調査対象となるわけではない。そのケースが「重大な害」(significant harm) の懸念があるかをアセスメントし、調査や対応までの時間的期限を決める。調査対象となるのは通告件数の約 4 割で、調査の結果被害が実証されるケースは、そのさらに 4 割程度である（図 4-1)。

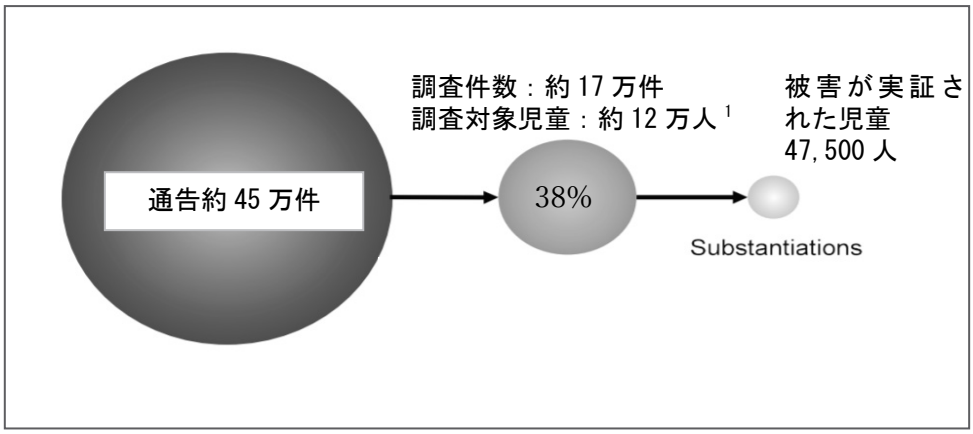

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. child protection Australia 2018-19.

図 4-1　通告件数、調査数、被害が実証された児童の概況

近年は、重大な害に至る前の段階で、早期に支援を開始することに重きを置くようになってきている。ここには、家庭訪問による支援や早期学習などの一般的な子育て支援を行う一次予防的支援とハイリスクのケースに対する濃密な支援を行う二次予防的支援がある。ハイリスクケースや虐待等が発生した家族に対しても、行政権限を行使しての介入的で指示的な対応ではなく、子どもと若者及び家族の気持ちや願いに焦点を当て、当事者の視点に立って支援を展開することに重きを置いている。当事者と家族が参加して支援を検討するファミリーグループカンファレンスや、当事者の願いや気持ちに焦点をあて、それに沿った支援を展開するサインズ・オブ・セイフティアプローチなどのアプローチが重視されている。

ハイリスクケースで、より強い権限を持った介入が必要な場合、ケア・保護命令の申請が裁判所に提出されるが、これは最後の手段である。子どもを家族のもとから離して、代替養育を提供する必要性があると判断された場合は、家庭裁判所の審判の上でその是非が決定される。

５．児童虐待対応の概況

児童虐待対応の流れに沿って、統計上のデータを以下に示す。

[1] １人の子どもが 2 回以上調査対象となっていることがある。

（１）通告、調査、被害児童数

2014-15 年から 2018-19 年までの通告数を表 5-1 に示す。通告数は毎年増加しており、2014-15 年の約 32 万件から 2018 年は約 45 万件と 5 年間で 1.4 倍に増加している。オーストラリアは、一部の準州を除いて全市民に通告義務が課されているわけではないが、日本に比べて通告数は多い。

表 5-1.　通告件数の推移

	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
通告件数	320,169	355,935	379,459	396,234	451,184
通告対象児童数	208,111	225,487	233,795	245,382	269,193

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

通告されたケースのうち、「重大な害」の懸念があるケースが調査対象となる。通告件数の約 4 割が調査対象となっている。2018 年の調査件数は 171,333 件で、調査対象児童数は 115,733 人であった。調査の結果、被害が実証された児童（被害児童）の数は 47,516 人であった（表 5-2）。

表 5-2.　通告件数、調査件数と児童数、被害児童数（2018-19 年）

通告		調査		被害児童数
通告件数	451,184 件	調査件数	171,333 件	47,516 人
通告対象児童数	269,193 人	調査対象児童数	115,733 人	

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

被害が児童数の過去 5 年間（2014-15 年～2018-19 年）の推移を表 5-3 に示す。2017-18 年の被害児童数には NSW 州の統計は含まれていない（新たな運用システムに移行したため）。（表 5-3）。

表 5-3.　被害児童数の推移

	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
被害児童数	42,457	45,714	49,315	32,031	47,516
児童 1,000 人あたり	8.0	8.5	9.0	8.5	8.5

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

調査対象となった通告件数（171,333 件）の通告元の内訳を表 5-4 に示す。警察からが最も多く、次いで学校職員、医療・保健従事者と続く。以上の 3 職種で全体の約半数を占めている。

表 5-4. 通告者の内訳と通告件数

通告者	調査対象となった通告件数
警察	36,272
学校職員	33,744
医療/保健従事者	21,097
家族	16,483
友人や隣人	4,085
ソーシャルワーカー	13,662
NGO	17,970
当局職員	8,481
チャイルドケア従事者	2,105
その他	13,951
子ども本人	408
記録なし	3,075
合計	171,333

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

（２）被害が実証された児童

被害が実証された児童（被害児童）が受けた児童の年齢区分による人数と児童 1,000 人あたりの人数を表 5-5 に示す。4 歳以下の総計が 16,064 人で就学前の児童が多い傾向がある。

表 5-5. 被害児童の年齢（2018 年）

	胎児	～1 歳	1～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～17 歳	不明	合計
児童数	1,529	4,768	11,296	13,181	12,554	4,143	45	47,516
児童 1,000 人あたり		15.8	8.9	8.2	8.2	4.8		8.5

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

児童が受けた被害の虐待種別では心理的虐待が一番多い。心理的虐待には、子どもを監護する者による、重大な情緒的剥奪や心理的トラウマを負わせるような言動、家族内暴力の影響を受けた場合などが含まれる（表 5-6)。

表 5-6. 被害児童が受けた虐待(主要な虐待)（2018 年）

身体的虐待	6,986 人	14.7%
性的虐待	4,714 人	9.9%
心理的虐待	25,736 人	54.2%
ネグレクト	9,883 人	20.8%
言及なし	197 人	0.4%
合計（被害が認定された児童）	47,516 人	100.0%

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

オーストラリアでは、先住民族の人権擁護に力を入れている。被害が認定された児童の先住民族と非先住民族の人数、および 1,000 人あたりの人数を表 5-7 に示す。

表 5-7. 被害児童の属性（2018 年）

	児童数	児童 1,000 人あたり
先住民族	12,580	38.0
非先住民族	31,960	6.1
不明	2,976	―
合計	47,516	8.5
児童 1,000 人あたり先住民族/非先住民族の比率		6.3

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

（３）児童保護対象児童、ケア・保護命令対象児童、及び家庭外ケア児童

通告を受理した後、調査やケア・保護命令、家庭外ケアなどの児童保護サービス対象となる児童を児童保護対象児童と呼ぶ。2014-15 年から 2018-19 年までの児童保護対象児童数と、そのうちケア・保護命令と、家庭外ケアの対象となった児童数を表 5-8 に示す。

ケア・保護命令は CS の監督下で集中的な支援を行うもので、在宅支援と家庭外ケアの両方を含んでいる。ケア・保護命令対象児童の居住場所内訳を表 5-9 に示す。親戚等のキンシップケアが多く全体の約 4 割を占め、次いで里親が約 3 割を占めている。

家庭外ケアの多くはケア・保護命令の下で行われているが、命令以外で行われるものもある。家庭外ケア対象児童は全児童人口の約 0.8%で推移している。

表 5-8.　児童保護対象児童数、ケア・保護命令対象児童数、家庭外ケア対象児童数の推移

	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
児童保護対象児童	151,980	162,175	168,352	158,612	170,151
ケア・保護命令対象児童数 （6 月 30 日現在）	48,730 (9.1)	51,972 (9.6)	54,666 (9.9)	56,412 (10.1)	59,073 (10.5)
家庭外ケア対象児童 （6 月 30 日現在）	43,399 (8.1)	46,448 (8.5)	47,915 (8.7)	45,756 (8.2)	44,906 (8.0)

※（ ）内は児童 1,000 人あたりの児童数

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

表 5-9. 児童保護命令対象児童の居住場所(2019 年 6 月 30 日現在)

親元	4,113	7.0%
親戚/キン（ファミリーケア）	50	0.1%
<ファミリーケア合計>	4,163	7.0%
里親	17,290	29.3%
親戚/キン（ホームベースケア）	23,076	39.1%
その他家庭的ケア	428	0.7%
<ホームベースケア合計>	40,794	69.1%
第三者親責任ケア	6,453	10.9%
施設ケア	2,783	4.7%
ファミリーグループケア	175	0.3%
自立	249	0.4%
その他/不明	4,456	7.5%
合計	59,073	100.0%

出典：Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection Australia 2018-19.

６．虐待による死亡事例

オーストラリアでは、子どもの死亡事例検証制度（Child Death Review：CDR）があり、全死亡児童に対して行われている。さらに死亡に至らないまでも深刻な虐待等のケースについても検証（Serious Case Review）が行われている。表 6-1 は 2016～2017 年の 2 年間の NSW 州（人口 799 万）での虐待による死亡事例数である。

表 6-1. NSW 州児童虐待・ネグレクト関連死(2016、2017 年)

虐待種別	虐待関連死事例数
虐待	11
ネグレクト	2
疑わしい状況	7
合計	20

出典：NSW Ombudsman, Biennial report of the deaths of children in New South Wales: 2016 and 2017.

4. フィンランド共和国

１．フィンランド共和国の概況

フィンランド共和国（以下、フィンランド）の人口（児童人口）、首都とその人口、政体、GDP（一人あたり）、国民負担率、出生率、及び児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率を表1-1に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

表1-1.　フィンランドの概況

	フィンランド	日本
人口 （児童人口）	553万 （105万） (2019.12.31) Statistics Finland	1億2,617万 （1,860万） (2019.10. 01) 総務省統計局
首都と人口	ヘルシンキ　64万人（2018） Statistics Finland	東京　1,400万（2020）東京都
政体	共和制	立憲君主制
GDP(1人あたり)IMF	49,869ドル（2019）	40,847ドル(2019)
国民負担率　財務省	62.4%（2019）	43.3%（2017）
出生率OECD	1.4（2018）	1.4（2018）
貧困率（児童貧困率） OECD	0.065（0.035）（2018）	0.157　（0.139）（2015）

２．児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン

フィンランドでは、社会福祉法(2014年)(Sosiaalihuoltolaki　1301/2014)、児童保護法(2007年)(Lastensuojelulaki 417/2007)、社会福祉受給者の状況と権利に関する法律(2000 年)（Laki sosiaalihuollon asiakkaan asemasta ja oikeuksista 8/2/2000)、社会福祉受給者の記録に関する法律(2015年)　(Laki sosiaalihuollon asiakasasiakirjoista 254/2015)、行政法(2003年)(Hallintolaki 434/2003)などの法律と、オンライン閲覧が容易な児童保護ハンドブック（Lastensuojelun Käsikirja）をガイドラインとし、児童虐待を含む児童保護施策が執行されている。

３．児童虐待対応の中心機関と設置数

児童虐待対応は自治体のソーシャルサービス・保健部に所属する児童福祉部門が担当し、虐待の通告受理、調査、支援等を行っている。

フィンランドは古くから予防的支援を重視してきた歴史をもち、ネウボラがその中心的機関で、周産期から就学前までの子どもと家族に対する乳幼児健診、子育て相談、週に2回のファミリーワーカーの訪問による保護者支援などを行って、児童虐待の未然防止に努めている。ネウボラは自治体のソーシャルサービス・保健部門に所属し、保健と福祉の協働によって支援が行われている。ネウボラの特徴は小さな地域単位（おおよそ2万人に1か所）で設置（児童福祉と保健との

共同部門）されていることである。首都のヘルシンキ（人口約 64 万人）では、児童虐待対応を行う児童福祉部門が市内に 5 か所、ネウボラは市内に 20 か所設置されている。

４．児童虐待対応の流れ

フィンランドは先述の通り予防的支援を重視しており、ネウボラが中心となって様々な支援を行っている。支援内容は、周産期の妊婦健診など母子保健サービスとオープンケアで構成される。オープンケアとは、社会福祉法に基づいて、子どもの発達と成長とウェルビーイングを守り促進し、親を支えるサービスである。具体的には、住居、物質的支援、セラピー、経済的支援、日中保育、家事支援、レクリエーションなど幅広い支援内容となっている。誰でも任意で利用することができる。

児童虐待を発見した者は、通告することができるが、特定の職種等には法的な通告義務がある。また子どもの出生後すぐに児童福祉の支援が必要との理由があれば、出生前に通告を行うこともできる。

通告は自治体のソーシャルサービス・保健部の児童福祉部門が受理し、通告後 3 か月以内に調査、アセスメントを完成させる。児童保護対応へのニードをアセスメントする必要性が高い子どもについては、児童保護法(2007 年)に基づき、子育て状況やケアの内容について記録が残される。親の精神疾患やアルコール・薬物問題を抱えた者への支援機関は、その者に子どもがいれば、必ずその子どものアセスメントを行うことが法律で定められている。緊急保護が必要な場合は 30 日間の保護が認められており、この間に支援計画が立たない場合、さらに 30 日延長することができる。

アセスメントの結果、子どもと家族の状態が危険な状態であると認められた場合、児童保護ケースとして扱われる。児童保護ケースへの支援は、通所・在宅支援と家庭外ケアに分かれる。前者の場合は、「家族ネウボラ」という専門機関が関わり、特別な治療教育的支援を行う他、先述したオープンケアのサービスが提供される。

家庭外ケアが必要な場合は、親と 12 歳以上の子どもの同意を得て、家庭外ケアが提供される。同意が得られない場合は、家庭裁判所の審判によって決定される。家庭外ケアは里親委託が優先されるが、それができない場合には施設養育となる。

参考　代替養育が提供されるために法が定める要件
１．児童保護法に基づき、児童の養育状況、最善の利益、ライフスタイルへの害、オープンケアの支援の可能性から代替養育の必要性をアセスメントする。(児童保護法第 40 条：支援の必要性に関するアセスメント) ２．子どもと親族と話し合いを行わなければならない。話し合いの場に誰を呼ぶかについては当事者の合意をとるが、参加者に関する最終判断は子ども担当のソーシャルワーカーが行う。話し合いを通じて望まれる結果を得るため、関係者との良好な関係を模索する。（児童保護法第 31 条：支援段階での協同） ３．家庭外ケアを選択する場合、児童のニーズ、措置の根拠、家族に対する子どものコミュニケーション能力を配慮する必要がある。代替養育の措置先は、親族、里親、専門里親ホーム、児童福祉施設、リフォームスクール(koulukodit）がある。（児童保護法第 32 条、50 条）

４．子どもと家族とともに支援計画を作成する。(児童保護法第 30 条：クライエント支援計画)
５．当事者は代替養育となる前に、エビデンスについてのヒヤリングと、代替養育の措置と措置先に関する意思表明の機会を与えられなければならない。(児童保護法第 42 条：当事者のヒヤリング)
６．同意をベースにした支援：支援の決定についての書面が作成される。子どもの保護者や 12 歳以上の子どもが反対しなければ、ソーシャルワーカーによって準備が進められ、当局のシニア職員によって決定が下される。決定は関係者すべてに通知される。関係者が不服の場合は、行政裁判所に訴える権利がある。(児童保護法第 43 条：措置決定プロセス)
７．同意がない場合：12 歳以上の子どもや子どもの保護者が措置に反対だった場合、当局の最高責任者が行政裁判所に措置の申請をする。申請については関係者すべてに通知される。(児童保護法第 44 条：措置決定プロセス)
８．代替養育の措置となる場合は、措置の前かその直後に、子どもの健康状態が確認されなければならない。措置の前 3 か月以内に健康診断がなされていれば、それが明らかに必要でない限り、健康状態の検査は必ずしも行わなくてもよい。(児童保護法第 51 条：代替養育の措置- 子どもの健康状態の検査)
９．行政裁判所への申請手続き中であっても、即時の執行に同意が得られれば、当局最高責任者が判断を下した時点で代替養育の措置となることがある。同様に、行政裁判所の暫定命令によって代替養育の措置が直ちになされることもある。(児童保護法第 91 条)。
深刻な危険があれば、子どもは行政裁判所の命令や判断が下される前に緊急措置されることもある。(児童保護法第 38 条)
緊急措置は、その決定から 3 か月以内に実施されなければ無効となる。(児童保護法第 48 条)
10. 措置の判断は子どもが 18 歳になったときに無効となり、特に理由がなければ解除される。措置解除の判断は、子どもの最善の利益に反するものであってはならない。(児童保護法第 47 条)
子どもの担当ソーシャルワーカーは、年 1 回のクライエントの支援計画の見直しのとき、また子どもや保護者が措置の解除を求めたとき、あるいはその他の必要性に応じ、継続支援に関するアセスメントを行う。

出典：Finnish institute for health and welfare. Huostaanoton prosessi. https://thl.fi/fi/web/lastensuojelun-kasikirja/tyoprosessi/huostaanotto/huostaanoton-prosessi(2020 年 10 月 1 日取得)

５．児童虐待対応の概況

児童虐待対応の流れに沿って、統計上のデータを以下に示す。

（１）通告件数

2017 年から 2019 年までの出生前通告件数、通告件数、通告対象児童数を表 5-1 に示す。通告件数も対象児童数も増加傾向にある。

表 5-1.　通告件数と他通告対象児童数

	2017	2018	2019
出生前通告件数	2,175	2,008	2,253
通告件数	139,368	145,880	156,200
通告対象児童数	76,116	78,875	83,090

出典：Finnish institute for health and welfare.(2020). Lastensuojelu 2019, Tilastorapotti 28/2020(統計報告 28/2020).

（２）児童保護ケース

2017 年から 2019 年までの児童保護ケースとなった児童数を表 5-2 に示す。なおフィンランドは虐待種別統計をとっていない。虐待にとどまらず広く（親の精神疾患や家族のドラッグ問題など）子どもが抱えた課題をとらえ、予防的アプローチを重視しているからである。この点は他の北欧諸国も同様である。

表 5-2.　児童保護ケースとなった児童数

	2017	2018	2019
0-20 歳	55,935	54,912	52,858
同年代人口における割合	4.5%	4.4%	4.3%
0-17 歳	46,859	46,378	44,033
同年代人口における割合	4.4%	4.4%	4.2%

出典：Finnish institute for health and welfare.(2020). Lastensuojelu 2019, Tilastorapotti 28/2020(統計報告 28/2020).

（３）家庭外ケア

家庭外ケアの措置先別件数の年齢別内訳（2016 年）を表 5-3 に示す。年齢が低いほど里親が多く、年齢が上がるにつれて施設ケアが増える傾向にある。

2017 年から 2019 年まで、措置先別に家庭外ケアが提供された若者と児童数を表 5-4 に示す。家庭外ケアが提供される若者と児童数はここ 3 年間で微増しているが、1991 年の児童数に比べれば倍増している（図 5-1)。2019 年に家庭外ケアとなった児童（0～17 歳）の児童人口における割合は 1.6%で、諸外国に比べて高い割合となっている。家庭外ケアは里親が優先されるが、家庭外ケア全体の中での里親ケアと施設ケアの占める割合はほぼ同じで、先述したように低年齢児童は里親が多く、中学以降の高齢児になると施設ケアが多くなる。

家庭外ケアの目的別に措置数を示したものが表 5-5 である。目的別では、ほとんどが代替養育で、緊急保護が全体の約 1 割を占める。こうした傾向は毎年同様である。

表 5-3. 家庭外ケア児童の措置先(年齢別)（2016 年 12 月 31 日現在）

	0～2 歳	3～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～17 歳	合計
里親	264	1,006	2,053	1,044	587	4,954
専門里親ホーム	3	63	388	415	344	1,213
施設ケア	5	37	353	796	1,055	2,246
その他	4	30	106	99	174	413
合計	276	1,136	2,900	2,354	2,160	8,826

出典：Finnish institute for health and welfare.(2020). Lastensuojelu 2019, Tilastorapotti 28/2020(統計報告 28/2020).

表 5-4. 家庭外ケア措置となった若者と児童数（措置先別）

	2017 年	2018 年	2019 年		
	0～20 歳	0～20 歳	0～20 歳	0～17 歳	同年代人口における割合
里親	7,566	7,764	8,033		
専門里親ホーム	2,004	1,952	1,716		
施設ケア	6,850	7,222	7,659		
その他	1,649	1,675	1,520		
合計	18,069	18,613	18,928	16,277	1.6%

出典：Finnish institute for health and welfare.(2020). Lastensuojelu 2019, Tilastorapotti 28/2020(統計報告 28/2020).

表 5-5. 家庭外ケアの措置数（目的別）

目的	2017 年	2018 年	2019 年
オープンケアの支援場所として	4,058	4,180	4,145
緊急保護	2,159	2,191	2,483
代替養育（里親や施設での養育）	10,142	10,610	10,800
強制的な措置	2,527	2,612	2,716
アクターケア措置（自立支援）	1,710	1,632	1,500
家庭外ケア措置となった若者と児童数	18,069	18,613	18,928

※重複あり

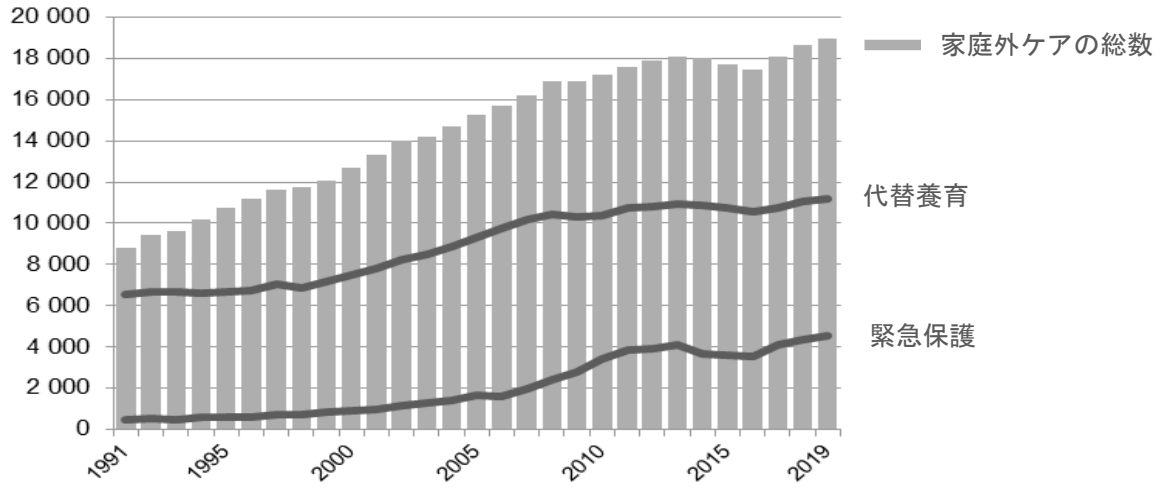

出典：Finnish institute for health and welfare.(2020). Lastensuojelu 2019, Tilastorapotti 28/2020(統計報告 28/2020)

図 5-1　家庭外ケアを受けた児童と若者数の推移（1991～2019 年）

６．虐待による死亡事例

フィンランドでは、死亡事例に関する統計はない。

5. 大韓民国

1. 大韓民国の概況

大韓民国（以下、韓国）の人口（児童人口）、首都とその人口、政体、GDP（一人あたり）、国民負担率、出生率、及び児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率を表 1-1 に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

表 1-1.　韓国の概況

	韓国	日本
人口 （児童人口）	51,779,203 (7,928,907) (2019,07,01) 統計庁	1 億 2,617 万 (1,860 万) (2019.10. 01) 総務省統計局
首都と人口	ソウル　991 万 (2020) ソウル市	東京　1,400 万 (2020) 東京都
政体	大統領制	立憲君主制
GDP(1 人あたり)IMF	31,838 ドル(2019)	40,847 ドル(2019)
国民負担率　財務省	39.0% (2018)	43.3% (2017)
出生率 OECD	0.92(2019)	1.4 (2018)
貧困率（児童貧困率） OECD	0.167 (0.123) (2018)	0.157 (0.139) (2015)

2. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン

韓国の児童虐待対応に関する中核的な法律は「児童福祉法」と「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」である。主な変遷として、2000 年[1]「児童福祉法」の改正で初めて児童虐待の定義が明記され、国家と地方自治体が採るべき児童虐待の発見、保護、治療に対する速やかな対応や児童虐待予防を担う児童保護専門機関の設置が規定された。しかし、民間機関の限界（特別予算の問題[2]、民間権限の限界など)、保育園内での虐待事件や児童虐待死亡事件などの児童虐待の社会的問題化により、2014 年に新たな「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」が新設された。この特例法は児童虐待犯罪の処罰及びその手続きに関する特例と被害児童に対する保護手続き及び児童虐待加害者に対する保護処分を規定している。これには二つの意義がある。一つ目は、“児童虐待犯罪”といった概念を用いて、児童虐待が犯罪であり刑事処分の対象となることを明確にしており、被害児童の保護と事件の処理に対して司法手続きにおける多様な特例を規定したことである。二つ目は、児童虐待に対する懲罰的な介入のみではなく、治療的介入も強化したことで

[1] 児童虐待に対する法的対応は1981年児童福祉法から始まり、児童虐待の禁止行為を犯した者を取り調べることは可能であったが、虐待による危険にさらされた児童の緊急保護や虐待加害者に対する措置などの積極的で専門的な介入をするための制度は整えられなかった

[2] 児童虐待予防と保護と関わる予算は一般会計が51%であり、その残りは犯罪被害保護基金と宝くじ基金が充てられ、運営が不安定である

ある。特例法の主な内容として、親権制限及び喪失、現場調査制度の改善（児童保護専門機関の現場調査員の権限強化と警察官との現場同行）、通告義務[3]の強化及び拡大（通告義務を課す職群の拡大及び通告義務違反の罰則強化）、緊急保護措置制度、治療プログラムの実施命令、通告電話番号の開設（警察犯罪通報番号 112 と統合）などが挙げられる。さらに 2019 年の児童福祉法の改正で「児童権利保障院[4]」が設立され、次いで 2020 年の児童福祉法の改正で、民間が行っていた児童保護専門機関業務の一部機能を行政機関に移行して児童虐待の調査を公的業務とし、自治体が“児童虐待専担公務員”を配置するようにした。

ガイドラインは以下の２つである。

-児童虐待対応の業務マニュアルⅠ-児童虐待の調査（保健福祉部・児童権利保障院、2020）

-児童虐待対応の業務マニュアルⅡ-児童虐待のケースマネジメント（保健福祉部・児童権利保障院、2020）

3. 児童虐待対応の中心機関と設置数及び専門職と人数

児童虐待に対応する中心機関は児童保護専門機関である(表 3-1 参照)。児童福祉法第 45 条と第 46 条に基づき、国（保健福祉部）による中央児童保護専門機関と、地方自治体によって設立された地域児童保護専門機関がある。2019 年の児童福祉法の改正で国の児童権利保障院に編入された中央児童保護専門機関は、児童虐待予防及び被虐待児に対する保護を目的に、児童虐待予防の広報及び教育、研究及び政策提言、地域児童保護専門機関及び被虐待児一時保護施設の職員に対する職務能力強化などを行っている。地域児童保護専門機関は、虐待された児童の発見、保護、治療、支援の委託などのために必要な介入、ケースマネジメントなどを行っている。

児童保護専門機関は全国に 68 か所あり、1,207 人の専門職が働いている。詳細は機関長 72 人、相談員 960 人、心理治療専門職 76 人、その他 99 人で、1 か所当たり、相談員 15 人、心理治療職 1 人が勤務している。また、相談員 1 人当たりの担当事例数は平均約 64 件であった。[5]

2014 年の児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法の制定により、通告義務者[6]の通告の徹底、親権制限に対する請求要請権者の拡大、現場調査及びアフターケアの強化、児童虐待予防教育の義務化などが規定された。特に、児童保護業務に司法が介入することになり、児童保護専門機関の相談員には、児童虐待現場への出動の際、警察官との相互同行が義務化された。

2020 年の児童福祉法の改正により、民間が運営する児童保護専門機関の一部機能が行政機関に移行され、公務として遂行される児童保護体系が始動した。それに伴い公的児童保護業務を担う“児童虐待専担公務員”と“児童保護専担要員”が新設された。児童虐待専担公務員は虐待現

[3] 3項を参考

[4] 児童保護、児童虐待、低所得家庭の児童、里親、養子縁組など児童に対する支援システムを総括、サポートする組織が複数でばらついているため、児童政策を総合的かつ体系的に進める統合機関として児童権利保障院を設立した（保健福祉部傘下機関）

[5] パクソンクォン（2020）. 児童虐待の対応体系の課題と改善方向：児童保護専門機関を中心に. 国会立法調査処（51号）.

[6] 韓国で法律上の用語は“申告義務者”である

場調査と親子分離などの保護措置、児童保護専担要員は分離保護された児童の養育状況の点検を行う。配置数は、児童虐待専担公務員が 2021 年まで 374 人、児童保護専担要員が 2021 年は 524 人、2022 年までに 715 人とし、1 人当たりの担当事例数は 60 件と計画されている。[7]

また、児童虐待に対する通告義務者を設けて児童虐待の発見や予防に努めている。通告義務者としては、職務上、児童虐待を認知する可能性が高い職群[8]（教育、医療、福祉施設や公務員などの 24 職群（2021 年現在））を定め、児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法の第 10 条により、“通告義務者は職務を行いながら児童虐待犯罪を気付いたり疑いがあったりする場合、112 あるいは捜査機関に通告すべきである”と規定している。通告義務者は、児童福祉法の第 26 条の義務的教育により、年 2 回義務的に児童虐待に関する最新の情報や知識、関連法令などを習得しなければならない。義務教育に関する担当機関は児童保護専門機関が担当している。

表 3-1. 児童虐待対応を行う主体と担当専門職[9]

事業主体	業務役割	備考
保健福祉部 （児童虐待対応課）	・児童虐待対応政策の確立及び児童虐待予防事業の総括 ・予算支援及び実績の総括管理　　・事業評価 ・児童虐待事例専門委員会（児童権利保障院へ委託）	
児童権利保障院 （児童虐待予防本部）	・児童保護専門機関の支援　・児童虐待予防事業と関わる研究及び資料の発行 ・効果的な児童虐待予防事業のための連携体系の構築 ・児童虐待予防事業のためのプログラムの開発及び評価 ・児童虐待予防に係る教育及び宣伝　・国家児童虐待情報システムの運営・支援	
市・道[10] （児童虐待担当部署）	・事業地域の人材配置・定員調整、条例改正などの支援 ・事業計画の検討・調整及び国庫補助金（予算）の執行 ・児童虐待に係る業務及び運営の支援	
市郡区（児童虐待専担公務員及び児童保護専担要員）	・児童虐待通告・受付、現場調査及び緊急保護 ・被虐待児及びその家族、虐待加害者に対する相談調査 ・児童虐待の事例判断（身体的虐待・心理的虐待など） ・被虐待児保護計画の策定及び児童保護専門機関との連携 ・児童保護専門機関の被虐待児などに対するケースマネジメントの指導・監督 ・国家児童虐待情報システムを通じた児童虐待予防事業に関する情報の処理 ・児童虐待予防のための児童虐待専担公務員などに対する職務教育・力量強化	児童虐待専担 374 人（2021 年予定） 児童保護専担 524 人（2021 年予定）
児童保護専門機関 （民間） （社会福祉士）	・被虐待児及びその家族、虐待加害者に対する相談・治療・教育 ・被虐待児のケースマネジメント ・児童虐待予防の教育及び広報 ・国家児童虐待情報システムの情報入力に必要な資料提供 ・児童虐待予防・被虐待児保護と関わる機関・施設との連携 ・被虐待児及び家族機能を回復させるためのサービス提供 ・アフターケアサービス	中央：1 か所 地域：67 か所 相談員 960 人、心理治療専門職 76 人（3 か所は自治体運営） 2020.3 月基準
警察 （虐待予防警察官）	・虐待現場調査 ・児童虐待の犯罪捜査 ・児童虐待処罰法の緊急措置・臨時措置の請求	児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法により

4. 児童虐待対応の流れ

[7] 保健福祉部報道資料(2021.01.19)「児童虐待の対応体系の強化方案」添付資料からhttp://www.mohw.go.kr/upload/viewer/skin/doc.html?fn=1611019515549_20210119102515.pdf&rs=/upload/viewer/result/202103/（2021.03.04取得）

[8] 表5-2(40ページ)参照

[9] 児童虐待対応の業務マニュアルⅠ-児童虐待の調査（保健福祉部・児童権利保障院、2020）から加筆・修正

[10] 韓国の行政単位(道は県にあたる

韓国では、児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法第 10 条（児童虐待犯罪の申告義務と手続き）に、児童虐待とその疑いに関する国民の通告の義務と、罰則を伴う通告義務のある職群が明記されている（5(2)参照）。児童虐待とは、保護者を含めた大人による児童の健康と福祉や正常な発達を害する身体的、心理的、性的暴力や虐待行為、また、児童の保護者による児童の遺棄やネグレクトをいう（児童福祉法第 3 条）。

韓国の児童虐待対応の流れを図 4-1 に示す。通告の窓口は二つがある。警察の 112 番と児童虐待専担公務員が所属する行政機関の緊急電話である。前述の通りに 2014 年「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」の制定によって、司法が民間の取り組みの限界を補完するようになったため、通告の受付と現場出動は警察と自治体の合同で行われる。ただし、2020 年の児童福祉法の改正によって児童保護専門機関の一部機能が行政化されたばかりであるため、2021 年までは児童保護専門機関の担当者と児童虐待専担公務員が一緒に業務遂行にあたることになっている。図 4-1 によれば今後、濃いグレー（白字）で示した部分が児童虐待専担公務員の業務、薄いグレー（黒字）の部分が民間である児童保護専門機関の業務として位置づけられる。破線で示した部分は児童虐待業務をサポートしていく組織として医療、法律、心理、発達など各専門職のメンバーで構成される。

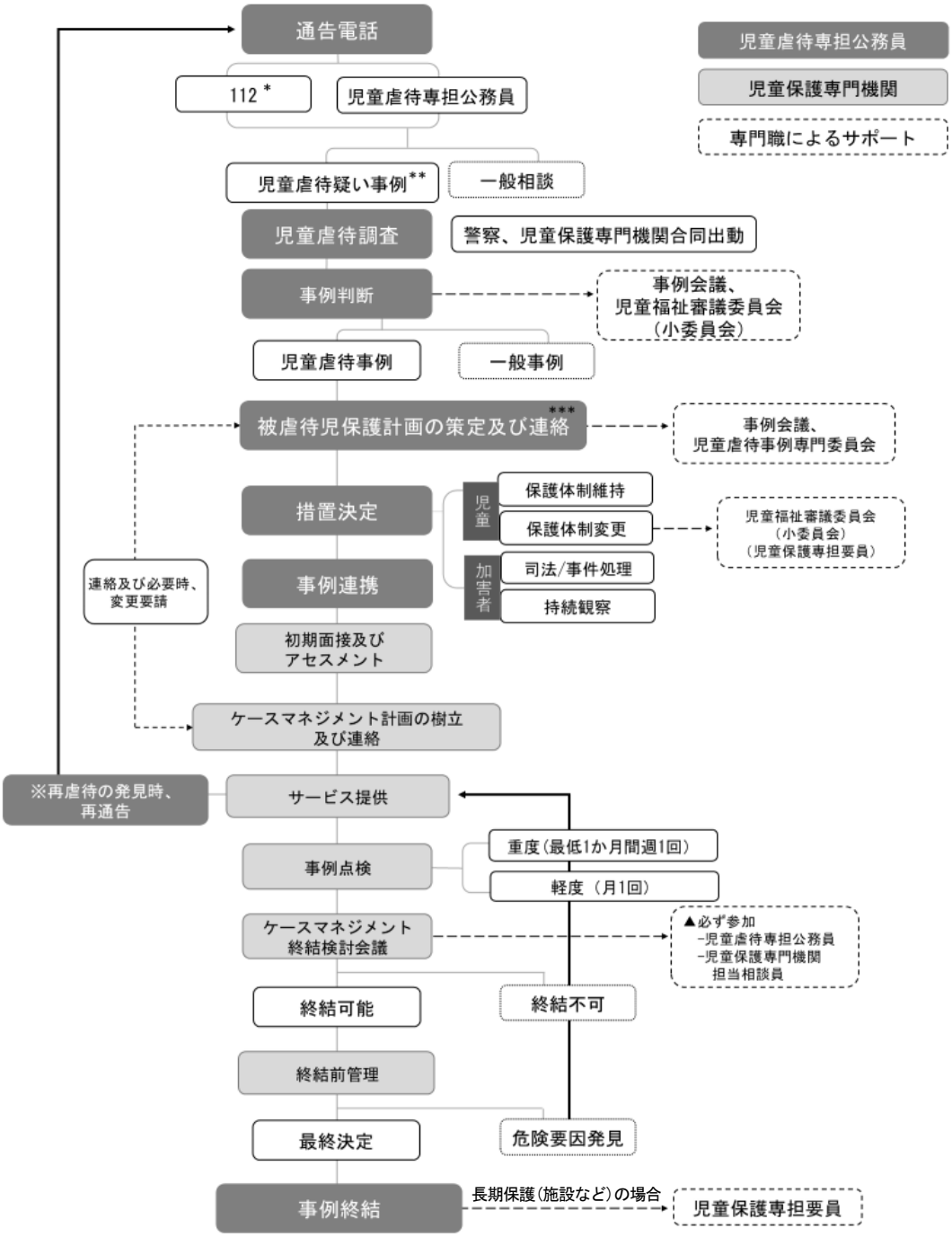

出典：児童虐待対応の業務マニュアルⅠ-児童虐待の調査（保健福祉部・児童権利保障院, 2020）から加筆修正

図 4-1. 児童虐待対応の流れ

＊”112”は日本の 110 番にあたる

＊＊“児童虐待疑い事例”には緊急措置を含む

＊＊＊“被虐待児保護計画の策定及び連絡”の連絡は自治体及び自治体と児童保護専門機関（民間）への協働のための連絡を指す

5. 児童虐待対応の状況[11]

(1)通告件数

児童虐待の疑いがあると判断された事例数と、児童虐待の疑いがあり緊急措置を要すると判断された事例数を表 5-1 に示す。「緊急措置を要すると判断された事例」とは、児童福祉法のもと、通告受付時、重大な児童虐待が疑われ児童の安全を守るために 12 時間以内に現場調査を実施すべきと判断される事例のことである。緊急措置とは、児童虐待犯罪の通告を受けた警察官及び児童虐待専担公務員が児童虐待犯罪の現場に出動したり児童虐待犯罪の現場を発見したりした場合、あるいは虐待現場以外の場所で虐待の被害が確かめられ再虐待のリスクが高い場合、被害児童と兄弟姉妹や同居の児童などの保護をするために即時に行う対応をいう。具体的には、①児童虐待犯罪行為を阻止する、②被害児童から児童虐待加害者を隔離する、③被害児童を保護施設に連れて行く、④治療を要する場合、被害児童を医療機関に連れて行くなどがある。

(2)通告者の類型

通告者の類型を児童虐待の通告義務者とそうでない者にわけ、それぞれ表 5-2、表 5-3 に示す。近年、法律の度重なる改正で通告義務者の職群の変更が続き、統計にもそれが数値のばらつきとして出ている。例えば、2016 年 9 月、児童福祉法の改正により児童保護専門機関が児童福祉施設に編入されて通告義務者の職群となったが、2017 年、児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法に児童保護専門機関長と従事者は除外する内容が追加され、通告義務者の職群ではなくなった。児童虐待対応を職務とする職群は通告も職務扱いとされ、通告義務者から外されたためである。

また、親からの通告数も多いが、これは DV 被害者や離婚調停中の者が、もう一人の親による児童虐待を通告するものが多い。

表 5-1. 通告件数(2014～2018 年)

	児童虐待疑い事例			児童人口＊＊	児童 1,000 人あたりの通告率
	緊急措置児童 児童虐待疑い事例	児童虐待疑い事例	合計＊		
2014	2,566	12,459	15,025	9,186,841	1.64
2015	2,252	14,399	16,651	8,961,805	1.86
2016	2,796	23,082	25,878	8,736,051	2.96
2017	2,094	28,829	30,923	8,480,447	3.65
2018	1,187	32,345	33,532	8,176,335	4.10

出典:2014~2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料より

＊重複した通告、一般相談、その他を除外した児童虐待と関わっている件数のみ

＊＊全国児童虐待現況の報告書では児童人口を推計児童人口を用いて合計していたが、本報告書では、“住民登録上の人口統計”を用いて実人数として表した

[11] 2014~2018年の全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関の発刊資料と統計庁資料からまとめた

表 5-2. 通告義務者による通告件数（2014～2018 年）

通告義務のある職群	2014	2015	2016	2017	2018
教師(小中高)	1,988	2,172	3,978	5,168	6,406
医療	123	137	216	–	–
医療・医療技師	–	–	–	296	325
医療技師	0	0	2	–	–
児童福祉施設	275	257	498	407	411
障害者福祉施設	24	46	27	33	56
保育士	273	309	286	313	213
幼稚園教員	43	68	114	115	115
塾及び教習所	26	31	24	9	18
消防救急隊員	28	22	39	33	24
救急救命士	2	0	2	2	0
性売春被害相談所及び支援施設	2	12	12	9	8
性暴力被害相談所及び保護施設	20	72	122	0	–
性暴力被害相談所及び施設、統合支援センター	–	–	–	274	168
片親家族福祉施設	10	5	11	16	14
家庭暴力被害者保護施設及び相談所	174	285	301	169	283
社会福祉専担公務員	700	602	815	819	–
児童福祉専担公務員	104	58	98	27	72
児童保護専門機関	–	–	695	–	–
社会福祉施設	151	210	312	271	211
家庭委託(里親)支援センター	27	30	11	20	25
健康家庭支援センター	18	19	44	48	31
多文化家族支援センター	20	41	35	33	52
精神健康福祉センター	78	49	51	38	48
青少年施設及び団体	185	140	223	357	276
青少年保護センター及び自立センター	14	28	75	43	121
ベビーシッター(派遣事業)	–	9	1	8	11
低所得家庭児童統合サービス支援	73	298	296	317	255
性暴力被害者統合支援センター	–	–	–	–	–
育児総合支援センター	–	–	0	4	4
養子縁組機関	–	–	0	1	4
合計	4,358	4,900	8,288	8,830	9,151

表 5-3. 通告義務者ではない者による通告件数（2014～2018 年）

	2014	2015	2016 年	2017	2018
児童(本人)	628	1,500	2,322	3,883	4,512
親	1,991	3,048	4,619	5,328	6,089
兄弟、姉妹	110	231	341	359	403
親戚	536	452	657	738	607
近隣、知人	1202	1,040	1,858	1,963	1,859
警察	2,204	846	1,426	645	406
宗教	27	27	40	24	18
社会福祉関連（障害者、高齢者福祉等）の従事者	3,486	3,590	4,088	323	933
児童保護専門機関長と従事者	−	−	619	6881	7756
医療社会福祉士	−	−	−	79	66
一般人	193	305	649	685	443
匿名	98	134	244	271	228
その他	199	578	727	914	1027
裁判所	−	−	−	−	34
合計	10,674	17,590	1,620	22,093	24,381

表5-2, 5-3出典：2014-2018全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料より　児童人口については、全国児童虐待現況の報告書では推計児童人口を用いて合計していたが、本報告書では“住民登録上の人口統計”を用いて実人数として示した

(3)児童虐待事例判断の件数

児童虐待事例判断において、「児童虐待疑い事例」は、児童虐待であると判断された児童虐待事例と、それ以外の一般事例に分けられる。一般事例には早期支援事例が含まれる。早期支援事例とは、虐待の疑いはないがハイリスク群として判断され、児童虐待予防のために外部支援が必要な事例で、2016 年度からその支援が制度化された。児童虐待事例判断の件数と早期支援事例数を表 5-4 に示す。2015 年までは全ての早期支援事例がカウントされていたわけではない。

表 5-4. 児童虐待事例と早期支援事例の件数（2014～2018 年）

	児童虐待事例	早期支援事例	児童人口	児童1,000人あたりの児童虐待事例発見率
2014	10,027	1,783	9,186,841	1.09
2015	11,715	1,742	8,961,805	1.31
2016	18,700	2,222	8,736,051	2.14
2017	22,367	2,336	8,480,447	2.64
2018	24,604	2,392	8,176,335	3.01

出典：2014-2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料より

※1 人の子どもが複数の事例の対象となっていることもある

(4)児童虐待事例において児童が受けた虐待の種別ごとの件数

児童虐待事例において、児童が受けた虐待の種別ごとの件数を表 5-5 に示す。

表 5-5. 児童虐待事例における虐待の種別（2014～2018 年）

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	複合的	合計
2014	1,453	1,582	308	1,870	4,814	10,027
2015	1,884	2,046	428	2,010	5,347	11,715
2016	2,715	3,588	493	2,924	8,980	18,700
2017	3,285	4,728	692	2,787	10,875	22,367
2018	3,436	5,862	910	2,604	11,792	24,604

出典：2014-2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料より

(5)被害児童数

虐待被害があると判断されて児童虐待事例の対象となった児童数(重複なし)と年齢別の内訳を、それぞれ表 5-6、表 5-7 に示す。

表 5-6. 被害児童数（2014～2018 年）

	被害児童	児童人口	児童 1,000 人あたりの被虐待児発見率
2014	7,402	9,186,841	0.81
2015	11,715	8,961,805	1.31
2016	14,296	8,736,051	1.64
2017	18,254	8,480,447	2.15
2018	20,018	8,176,335	2.45

出典：2014-2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料より

表 5-7. 被害児童の数（年齢別）(2018 年)

年齢	1 歳未満	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	
人数	366	395	617	692	680	674	876	1,146	1,050	
	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	合計
	1,283	1,438	1,481	1,547	1,580	1,921	1,589	1,405	1,278	20,018

出典：2014~2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料より

(6)要保護児童の発生理由及び措置結果

韓国では、児童福祉法第3条で、保護者がいない、またはいなくなった場合、あるいは保護者が児童を養育するのに適当ではない、または養育する能力がない場合、保護の対象となる児童や児童虐待の被害児童などを要保護児童と定義している。2016年から2018年の新規要保護児童の数、その発生原因、性別、障害の有無、措置内容を表5-8、表5-9に示す。

表5-8. 要保護児童の人数

	2016	2017	2018
新規要保護児童数	5,221	4,850	4,538
うち年内に家庭復帰をした児童	638	725	620
12 月 31 日現在、措置中の児童	4,583	4,125	3,918

表5-9. 新規要保護児童の発生原因、性別、障害の有無、措置先(12月31日現在、措置中の児童)

			2016	2017	2018
要保護児童の発生原因	遺棄		264	261	320
	未婚母・父		855	847	623
	迷子		11	12	18
	非行・家出・浮浪児		314	227	231
	虐待		1,532	1,442	1,415
	親の貧困、失職		290	223	198
	親の死亡		286	279	284
	親の疾病		126	87	92
	離婚など		905	747	737
	合計		4,583	4,125	3,918
性別	男		2,324	2,080	1,914
	女		2,259	2,045	2,004
	合計		4,583	4,125	3,918
障害の有無	障害なし		4,451	3,998	3,789
	障害あり		132	127	129
	合計		4,583	4,125	3,918
措置先	施設入所	児童養護施設など	1,736	1,467	1,300
		一時保護施設	548	310	494
		障害児施設	11	19	7
		グループホーム	592	625	648
		小計	2,887	2,421	2,449
	家庭保護	少年少女家長＊	6	2	1
		養子縁組	243	285	174
		家庭委託(里親)	1,022	994	937
		委託(養子縁組前)	425	423	357
		小計	1,696	1,704	1,469
	合計		4,583	4,125	3,918

表5-8,5-9出典： 統計庁「保護対象児童現況報告」より (http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1421) (2021.03.04取得)

＊少年少女家長の世帯は、保護者の死亡、離婚、家出などの原因で未成年者のみ世帯が構成されている世帯類型である。国連から少年少女世帯の廃止勧告をうけ、 少年少女世帯を祖父祖母や親戚が保護できるような里親制度に転換しており、その数は毎年減少している。

(7)児童福祉施設と家庭委託（里親）世帯の数、及び保護児童数

表 5-10 に児童福祉施設の種別と児童数を、表 5-11 に家庭委託（里親）の世帯数と児童数を示す。

表 5-10. 児童福祉施設の種別と数、及び入所児童数（12 月 31 日現在）

	養育施設（児童養護施設）		自立支援施設		保護治療施設		一時保護施設		総合施設（保護施設付設の児童相談所）		共同生活家庭（グループホーム）＊		合計	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
1990	223	20,147	10	471	0	0	0	0	0	0			278	23,450
1995	215	15,105	13	620	0	0	0	0	0	0			269	18,074
2000	235	16,293	12	222	6	460	8	387	0	0			269	17,720
2005	242	17,729	13	229	8	457	15	626	0	0			282	19,151
2006	243	17,517	13	235	8	436	15	554	0	0			282	18,817
2007	243	17,161	13	269	8	404	13	365	0	0			282	18,426
2008	242	16,706	12	257	10	477	14	341	5	142	348	1,664	633	19,656
2009	239	16,239	12	262	11	514	13	368	3	138	397	1,993	677	19,579
2010	238	15,787	12	235	11	495	14	402	3	131	416	2,127	696	19,246
2011	242	15,313	12	249	10	455	12	361	3	113	460	2,241	740	18,764
2012	243	14,700	12	256	11	497	12	335	3	128	489	2,438	770	18,354
2013	243	14,038	13	250	11	486	11	359	3	106	480	2,481	761	17,720
2014	242	13,437	12	252	10	481	11	336	3	124	476	2,588	754	16,637
2015	243	12,821	12	243	11	447	12	350	3	140	480	2,636	761	16,001
2016	243	12,448	12	230	11	485	12	356	3	170	510	2,758	791	13,447
2017	242	11,665	12	221	11	497	12	279	3	127	533	2,811	813	15,600
2018	241	11,100	12	227	11	447	12	272	3	147	558	2,872	837	15,065

*グループホーム入所児童には 18 歳以上の若者も含まれる。

出典：社会保障委員会

http://ssc.go.kr/stats/infoStats/stats010100_view.do?indicator_id=365&listFile=stats010300&cd=

（2021 年 6 月 4 日取得）

表 5-11.　家庭委託（里親委託）児童数と家庭委託世帯数（2015～2019 年）

	代理養育（祖父母）		親戚（祖父母を除いた八親等内）		一般（児童と血縁関係がない里親）		合計	
	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数
2015	9,141	6,959	3,590	2,949	990	797	13,721	10,705
2016	8,594	6,636	3,339	2,765	974	782	12,907	10,183
2017	7,942	6,211	3,096	2,591	937	768	11,975	9,570
2018	7,412	5,847	2,786	2,354	913	764	11,111	8,965
2019	6,865	5,434	2,566	2,171	903	749	10,334	8,354

出典：保健福祉部・中央家庭委託支援センター2015～2018 年家庭委託保護現況の報告書より

家庭委託（里親委託）となっている児童の保護理由、措置延長された家庭委託児童数とその理由を、それぞれ表 5-12、表 5-13 に示す。

表 5-12.　家庭委託（里親委託）児童の保護理由(2019 年)

		両親の死	父や母の死	親の別居	親の離婚	父母の収監	親の失業/貧困	父母の疾病	虐待	未婚の子ども/婚外子	施設からの依頼	父母の障害	その他	合計
代理養育	人	314	1,566	1,840	2,417	239	50	74	123	159	-	21	62	6,865
	%	4.6	22.8	26.8	35.2	3.5	0.7	1.1	1.8	2.3	-	0.3	0.9	100
親戚	人	250	853	510	574	118	15	60	59	45	2	35	45	2,566
	%	9.7	33.2	19.9	22.4	4.6	0.6	2.3	2.3	1.8	0.1	1.3	1.8	100
一般	人	12	82	186	152	32	37	38	90	118	106	15	34	903
	%	1.3	9.2	20.6	16.8	3.5	4.1	4.2	10	13.1	11.7	1.7	3.8	100.3
合計	人	576	2,502	2,536	3,143	389	102	172	272	322	108	71	141	10,334
	%	5.6	24.2	24.5	30.4	3.8	1	1.7	2.6	3.1	1	0.7	1.4	100

出典：児童権利保障院. 2019 年家庭委託保護現況の報告書より

表 5-13. 措置延長された家庭委託（里親委託）児童数と理由（2019 年）

		大学進学	復学	職業訓練学校で教育中	20 歳未満（教育機関で教育中）	25 歳未満（知能指数が 71~84）	25 歳未満（障害）	25 歳未満（疾病）	就労活動などで 1 年延長	その他	合計
代理養育	人	1,194	110	22	14	24	55	8	85	18	1,530
	%	78	7.2	1.4	0.9	1.6	3.6	0.5	5.6	1.2	100
親戚	人	515	48	4	3	11	20	3	26	15	645
	%	79.9	7.4	0.6	0.5	1.7	3.1	0.5	4	2.3	100
一般	人	91	4	−	−	2	16	−	5	1	119
	%	76.5	3.4	−	−	1.7	13.4	−	4.2	0.8	100
合計	人	1,800	162	26	17	37	91	11	116	34	2,294
	%	78.5	7.1	1.1	0.7	1.6	4	0.5	5	1.5	100

出典：児童権利保障院. 2019 年家庭委託保護現況の報告書より

(8)児童保護専門機関のサービス提供の件数

表 5-14 に、児童保護専門機関が提供したサービスの件数を示す。

表 5-14. 児童保護専門機関が提供したサービスの件数(2018 年)

提供サービス	児童	加害者	親及び家族
相談	295,312	143,896	105,996
医療支援	6,937	1,864	757
心理治療支援	52,661	18,859	10,594
家族機能強化	33,932	8,519	12,188
学習及び保護支援	18,353	1,930	1,043
児童虐待の事件処理支援[12]	31,977	10,961	1,982
加害者向けプログラム＊	429	15,538	359
被害児童向けプログラム＊＊	5	6	4
その他	22,285	4,846	4,204
合計	461,891	206,419	137,127

出典：2014~2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料より

＊被害児童及び親、家族に実施したサービス提供を反映した

＊＊被害児童保護命令5-2号の命令を受けて被害児童及び親、家族に個人及び家族相談が提供された

[12] 事件処理支援とは、虐待加害者が告訴・告発及び緊急措置による捜査などで、事件処理が進められる場合、捜査あるいは裁判進行の間に被害児童を保護するために行われる支援。

6. 虐待による死亡件数

韓国における虐待による児童の死亡件数を表 6-1 に示す。2018 年のデータを詳細に述べると、死亡した児童は 28 人で、うち男子 15 人、女子 13 人であった。年齢別では 1 歳未満 10 人、1 歳 8 人、4 歳 2 人、5 歳 2 人、6 歳 1 人、7 歳 2 人、8 歳 1 人、9 歳 2 人で 1 歳以下の死亡が約 64%以上を占めていた。また、28 人のうち、15 人が保育園や幼稚園、小学校に通っていない子どもであった。“所得なし”の児童が 10 人を含め、“50 万ウォン未満”1 人、“50～100 万ウォン未満”1 人、“100~150 万ウォン未満”3 人[13]であり、約 53%が韓国の生活保護対象者の最低支援金額のレベルであった。また、加害者は 30 人で、男性 10 人、女性 20 人であった。加害者の年齢は、19 歳以下 1 人、20 代 14 人、30 代 8 人、40 代 6 人、50 代 1 人であった。加害者の職業は、無職が 12 人で最も多かった。死亡した児童と加害者の関係では、実父 9 人、実母 16 人、親戚 1 人、保育士 3 人、ベビーシッター1 人であった。

表 6-1.　虐待によって死亡した児童数　(2014-2018 年)

	死亡児童数	被虐待児童数の中、死亡児童数の割合
2014	14	0.2
2015	16	0.2
2016	36	0.3
2017	38	0.2
2018	28	0.1

出典：2014~2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料より

Ⅲ-5 大韓民国　執筆者

趙正祐 慶南総合社会福祉館次長/国立昌原大学家族福祉学科兼任教授

[13] 100ウォンは約10円（2020年6月4日現在）

6. カナダ

１．カナダの概況

カナダは、北アメリカ大陸北部に位置し、10 の州（province）と 3 の準州(territory)からなる連邦制の立憲君主制国家である。首都は、オンタリオ州のオタワにある。カナダの人口（児童人口)、首都とその人口、政体、GDP（一人あたり)、国民負担率、出生率、及び児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率を表 1-1 に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

表 1-1.　カナダの概況

	カナダ	日本
人口 （児童人口）	37,589,262 人 (8,128,924 人）(0 - 19) (2019) Statistics Canada	1 億 2,617 万 (1,860 万) (2019.10. 01) 総務省統計局
首都と人口	オタワ　146 万 (2020) Statistics Canada	東京　1,400 万 (2020) 東京都
政体	立憲君主制 （イギリス型議院内閣制と連邦主義に立脚）	立憲君主制
GDP(1 人あたり)IMF	46,272 ドル(2019)	40,847 ドル(2019)
国民負担率　財務省	46.9% (2016)	43.3% (2017)
出生率 OECD	1.5(2018)	1.4 (2018)
貧困率（児童貧困率） OECD	0.118(0.118) (2018)	0.157　(0.139)　(2015)

２．児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン

カナダは連邦制の国家であり、保健医療、公衆衛生、福祉等の事項は州（準州）の管轄と定められ、各州政府が独自の施策を展開している。児童福祉に関連する連邦法はインディアンに関する法律（Indian Act)、青少年刑事司法法（Youth Criminal Justice Act)、カナダ刑法（Criminal Code of Canada）である。

首都オタワがあるオンタリオ州における法律には、子ども青年家庭サービス法（Child, Youth and Family Services Act)、子ども法改革法（Children’s Law Reform Act)、家族法（Family Law Act）がある。ガイドラインには、介入の要件の指標が示されているオンタリオ児童福祉資格要件スペクトラム（Ontario Child Welfare Eligibility Spectrum(2019))、オンタリオ児童保護基準（Ontario Child Protection Standards(2016))、安全性とリスクのアセスメント:特定のケースにおける資格要件スペクトラムと構造化された意思決定（Safety and Risk Assessment: Eligibility Spectrum and Structured Decision Making in certain case)、オンタリオ児童保護ツールマニュアル(Ontario Child Protection Tools Manual (2016))、フォーマルカスタマリーケア（Formal Customary Care)（先住民や文化の異なった民族の代替養育に関するガイドライン）がある。

３．児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数

オンタリオ州では、子ども・コミュニティ・社会サービス省（Ministry of Children, Community and Social Services）が虐待対応を担う。しかし、子どもを虐待から保護する事業は、同省管轄の下でChildren’s Aid Society （CAS）という民間機関が一手に担っている。CASは365日24時間児童保護サービスを提供する法的責任を負う唯一の民間機関であり、その役割は子ども青年家庭サービス法（Children, Youth and Family Services Act）に規定されている。その内容は以下のとおりである。

① 18歳未満の子どもが保護を必要としているという通報があった場合その事実を調査する
② 18歳未満の子どもを保護する
③ 子どもの保護や、子どもが保護を必要とする状況を未然に防ぐため、子どもの家族や家庭に対して指導やカウンセリング、その他のサービスを提供する
④ CASに保護された子どもにケアを提供する
⑤ CAS監督下に置いてケアする事になった子どもたちを監督する(家庭にいながらのケア)
⑥ 子どもの養子縁組のために手配をする

CASは、貧困や薬物依存、失業、メンタルヘルス、不適切な居住環境などの問題などを抱えた家族や子どもに対して、早期介入を行い、早い段階で他のコミュニティ機関と連携して、それらが提供するカウンセリングサービスや子育てプログラムなどを提供し、児童虐待を事前に予防するサービスを提供している。

しかし、安全上の理由から、子どもを家庭から引き離す必要がある場合、CASは、子どもを里親やグループホームなどに措置する前に、まずその子どもの親以外の家族や親族を探すことにしている。子どもが家庭や自宅に戻る可能性がない場合は、養子縁組や家庭的ケアを含む代替ケアの可能性を検討する。

CASの組織運営には、「コミュニティ運営モデル」を採用し、理事会のメンバーはコミュニティからのボランティアで構成される。この運営モデルでは、理事会がCASの機能及び財政の健全性に関して義務を負うことになる。

表3-1. オンタリオ州CASの機能、設置数、そこに従事するワーカー数

機能	設置数	ワーカー数
・通報の受理と調査 ・18歳未満の子どもの保護 ・未然防止のためのサービスを提供する ・保護された子どものケア ・CAS監督下での在宅ケア・養子縁組 ・子どもへの精神保健や発達サポートのためのサービス、ペアレンティングプログラム、ユースサービスを提供するCASもある	50か所のCASがある。うち12か所が先住民、2か所がカソリック、1か所がユダヤ教の信者を対象としている。 （オンタリオ州人口 1,390万人。人口28万人に1か所）	先住民を対象とするCAS以外の38か所のCASの職員数(フルタイム） 7,600 人（2019-2020）

出典：オンタリオ州人口：Statistics Canada (2020)、Ontario association of children's aid societies (oacas.org).About children’s aid societies
http://www.oacas.org/childrens-aid-child-protection/about-childrens-aid-societies/(2021年4月7日取得)

児童福祉は州政府の管轄のため、連邦政府には児童福祉の担当省はない。但し、子どもの保健に関わる担当部門として、カナダ保健省（Health Canada）の管轄下に「カナダ公衆保健局(Public Health Agency of Canada：PHAC)」を置いて、主に以下の予防のプログラムを提供している。[1]

①都市及び北部カナダのコミュニティに住む先住民のヘッドスタートプログラム(AHSUNC)

「先住民保留地」の外に住んでいる先住民であるファースト・ネーション、イヌイット、メティスの子どもたちとその家族を対象とした、早期幼児発達(ECD)に焦点を当てたプログラム。このプログラムの主な目的は、都市部や北部カナダのコミュニティに住む先住民の子どもたちに、自己肯定感や学習意欲を促し、若いうちから人生の成功を経験する機会を提供することである。

②カナダ出産前（胎児）栄養プログラム（CPNP）

貧困、10代の妊娠、孤立、薬物依存、家庭内暴力等の状況にある妊婦、新生児とその母親の健康を促進するためのプログラムで、栄養カウンセリング、出産前ビタミン提供、食料品及び食料品クーポン券提供、調理トレーニング、出産前の健康とライフスタイルに関するカウンセリング、母乳育児教育と支援、幼児保育・児童発達に関する教育及び支援などを行うコミュニティ団体に予算を提供している。全国2,000か所以上のコミュニティで、45,000人を超える妊婦、親や保護者にサービスが提供されている。

③子どものためのコミュニティ・アクション・プログラム（CAPC）

貧困、10代の妊娠、孤立、薬物依存、家庭内暴力等の状況にある新生児から6歳までの幼児の健全な発達を促進するプログラムで、子育てスキルと親子関係の向上、社会的孤立の解消、子どもの自尊心の向上を目的にした、就学前プログラムやプレイグループなど、子ども中心の活動を提供しているコミュニティ団体に予算を提供している。全国で3,000以上のコミュニティで、230,000人を超える子どもと親/保護者のサービスが届けられている。

４．児童虐待対応の流れ

通告から始まる児童虐待対応の流れについて、ここでは首都オタワがあるオンタリオ州のCSCの取り組みを中心に述べる。オンタリオ州の児童保護に関する法律は子ども青年家庭サービス法（The Child, Youth and Family Services Act）である。同法の125条には、子どもに関わる仕事を専門職として行う者、または公務として行う者は、子どもが保護を必要としている、または保護を必要としている可能性があると疑う合理的な根拠を有する場合、CASに速やかに通告しなければならないと定めている。保護を必要とする子どもは、虐待に限らず、親の精神疾患等、小児期の逆境体験に関連し、子どもの安全と発達を損なうあらゆるものを含む。なお、カナダで

[1] カナダ保健省 https://www.canada.ca/en/public-health/programs.html（2021年7月7日取得）

は、州によって児童保護の対象年齢が異なる。オンタリオ州は 0～17 歳がその対象となるが、2017 年までは 0～15 歳が対象であった。

オンタリオ州 CAS では、電話で通報を受けると、少なくとも 2 人のトレーニングを受けた児童福祉の専門家がスクリーニングを行う。オンタリオ州で設定された基準に基づき、これらの専門家は子どもへのリスクのレベルを判断するための定められた質問を行い、保護のための調査が必要かどうかを決める。集められた情報から判断するリスクの重大さに応じて、通報された電話の内容はコード化される。「緊急」のコードが付けられた場合、子どもに既に危害が加えられている場合の調査は 12 時間以内に、子どもにまだ危害が加えられてはいないが、この後危害が加えられる危険性がある場合の調査は 7 日以内に実施されることになっている。

2014 年、CAS トロントは 7,052 件の調査を実施した。学校の教室 92 クラス分に相当する約 2,300 人の子どもが「不適切な対応（マルトリートメント）」の定義に適合するか、もしくは、親や保護者から危害を加えられる危険性があることが判明した。一般の人々には CAS が調査する子どものほとんどを家から引き離して保護すると思われているが、オンタリオ州で保護されるケースは調査したケースの 3%で、他の州に比べても最も低い割合である（ケベック州を除く）。すなわち、CAS が調査したケースの 97%では、子どもは家族と一緒に生活しながら、子どもの安全を確保するためのケア計画が策定されている。

それぞれの CAS は、出来るだけ子どもが保護されずに、家族と一緒に暮らすことが出来るように努力している。そして、これを可能にしているのは、CAS のパートナーである、子どもの親戚や友人など、子どもの身近にいる人たちである。子どもの祖父母や叔母、叔父、いとこ、さらには年上の兄姉(親族ケアと呼ばれる)、さらに、子どもを知っていて短期的もしくは長期的にその子どもの世話を申し出るスポーツのコーチや教師、隣人(知人ケアと呼ばれる)などもパートナーである。トロントでは、CAS は子どもが家族や地域社会で生活することができるように、これらの親族ケアや知人ケアができる人たちを必要としている。

しかし、CAS が子どもを家庭から引き離して保護をしなければならない場合は、できるだけ里親などの「家庭環境」をベースとしたケアを提供するように努力している。自分の家族と住めない子どもにとっては、里親は子どもたちのケアに欠かせないコミュニティの大事な要素である。しかし、トロントでは里親が不足している現状があり、子ども自身の家族やコミュニティから遠く離れないために、トロント市内で里親、親族、知人里親になる人を求めている。

５．児童虐待対応の状況

児童虐待対応の流れに沿って、オンタリオ CAS（先住民族地域の CAS は除く）の統計上のデータを以下に示す。オンタリオ州では、2017 年まで児童保護の対象年齢が 0-15 歳であったため、統計の数値は 0～15 歳で示されている。

（１） 通告と調査

オンタリオ州 CAS 協会によれば、先住民対応の CAS12 か所を除いた 38 か所の CAS では、2018

年度、13 万以上の通告を受けた。表 5-1 に、通告後、調査が行われた件数を示す。2018 年の調査件数は 148,536 件で児童人口（0～15 歳）の 6.3%にあたる。調査は虐待・ネグレクト（マルトリートメント）についての調査と将来のマルトリートメントについてのリスク調査（DV、親の薬物、精神疾患など）に分かれる（表 5-2)。

表 5-1. オンタリオ州における児童虐待調査件数（2018 年）

	2008	2013	2018
児童人口（0-15 歳）	2,382,035	2,349,600	2,361,870
児童虐待調査件数	128,748	125,281	148,536
児童 1,000 人あたりの調査発生件数	54.05	53.32	62.89

出典：Child welfare research portal（2020). Ontario incidence study of reported child abuse and neglect 2018.

表 5-2. 児童虐待調査のタイプ(オンタリオ州　2018 年）

	件数	0～15 歳 1,000 人あたり	%
マルトリートメントについての調査	94,476	40	64%
将来のマルトリートメントについてのリスク調査	54,060	22.89	36%

出典：Child welfare research portal（2020). Ontario incidence study of reported child abuse and neglect 2018.

調査の対象となった通告元の内訳を表 5-3 に示す。通告が最も多いところは学校で、2018 年は 47,932 件で全体の 32%、次いで警察が 37,552 件で全体の 25%を占めている。

児童虐待調査の結果を表 5-4 に示す。マルトリートメントについての調査結果で虐待が実証されたのは 37,922 件で全調査の 26%であった。将来のリスク調査については、将来の虐待への重大なリスクがあるとされたのは 8,486 件で、全調査の 6%、将来の虐待へのリスクはあるが重大ではないとされたのは 40,926 件で、全調査の 27%を占めた。将来を見通したリスク調査を行い、支援につなげていくのがカナダの特徴の一つといえよう。

表 5-3. 児童虐待調査の通告元(オンタリオ州)

	2013			2018		
	人数	0～15 歳 1,000 人あたり	%	人数	0～15 歳 1,000 人あたり	%
専門職以外						
保護者または保護者ではない親	15,476	6.59	12%	18,972	8.03	13%
子ども本人	379	0.16	0%	1,509	0.64	1%
親戚	4,441	1.89	4%	5,517	2.34	4%
近所/友人	5,573	2.37	4%	7,517	3.18	5%
専門職						
地域、保健、または ソーシャルサービス	11,748	5	9%	13,919	5.89	9%
病院(職種問わず)	5,798	2.47	5%	8,332	3.53	6%
学校	38,284	16.29	31%	47,932	20.29	32%
他の子ども福祉サービス	4,909	2.09	4%	3,330	1.41	2%
デイケアセンター	934	0.4	1%	1,661	0.70	1%
警察	34,003	14.47	27%	37,552	15.90	25%
その他	4,471	1.9	4%	5,011	2.12	3%
匿名						
匿名	4,633	1.97	4%	6,626	2.81	4%
調査合計	125,281	53.32	100%	148,536	62.89	100%

出典：Child welfare research portal (2020). Ontario incidence study of reported child abuse and neglect 2018.

2013 年は 5,265 件の調査を、2018 年は 7,115 件の調査をサンプルとして算出している。

通告を複数回受けている調査ケースがあるため、表の列の合計は 100%にならない。

表 5-4. 児童虐待調査の結果(オンタリオ州　2018 年)

	件数	結果	件数	%
マルトリートメントについての調査	94,476	虐待が実証された	37,922	26%
		虐待の疑いがある	6,365	4%
		虐待なし	50,189	34%
将来のマルトリートメントについてのリスク調査	54,060	将来の虐待への 重大なリスクがある	8,486	6%
		将来の虐待への リスクはあるが 重大ではない	40,926	27%
		将来の虐待への 未知のリスクがある	4,648	3%

出典：Child welfare research portal (2020). Ontario incidence study of reported child abuse and neglect 2018.

（２） 虐待が実証されたケース

1）虐待種別

調査で虐待が実証されたケースの主要な虐待種別を表 5-5 に示す。親密なパートナー間の暴力（IPV）への曝露が 17,051 件（45%）と最多で、次いでネグレクト、身体的虐待が、それぞれ 8,082 件（21%）、7,081 件（19%）と続く。性的虐待は 1,019 件（3%）で最も少ない。

表 5-5. 調査で虐待が実証されたケースの主要な虐待種別（オンタリオ州　2018）

	件数	0～15 歳 1,000 人あたり	%
身体的虐待	7,081	3	19%
性的虐待	1,019	0.43	3%
ネグレクト	8,082	3.42	21%
心理的虐待	4,689	1.99	12%
IPV(親密なパートナー間の暴力）への暴露	17,051	7.22	45%
総計	37,922	16.0	100%

出典：Child welfare research portal (2020). Ontario incidence study of reported child abuse and neglect 2018.

２）虐待が実証された子どもの主要な問題

虐待が実証されたケースについて、身体的な危害と心理的な危害の有無、及び治療の必要性の有無について、表 5-6 に示す。虐待の結果、心理的害を受けている子どもが 13,560 件で、全体の 36%を占める。心理的症状として記録された懸念される問題の割合を図 5-1 に示す。抑うつ/不安/ひきこもりが 16%、学力/学習困難が 15%の子どもに認められ、続いて ADHD、攻撃性/素行の問題、知的/発達障害、アタッチメントの問題が認められる。

表 5-6. 身体的危害と心理的危害の有無と治療の必要性(オンタリオ州　2018)

身体的危害	危害はない	35,931	95%
	危害はあるが治療は必要ない	1,465	4%
	危害があり治療を要する	526	1%
心理的な危害	危害はない	24,363	64%
	危害はあるが治療は必要ない	5,768	15%
	危害があり治療を要する	7,792	21%

出典：Child welfare research portal (2020). Ontario incidence study of reported child abuse and neglect 2018.

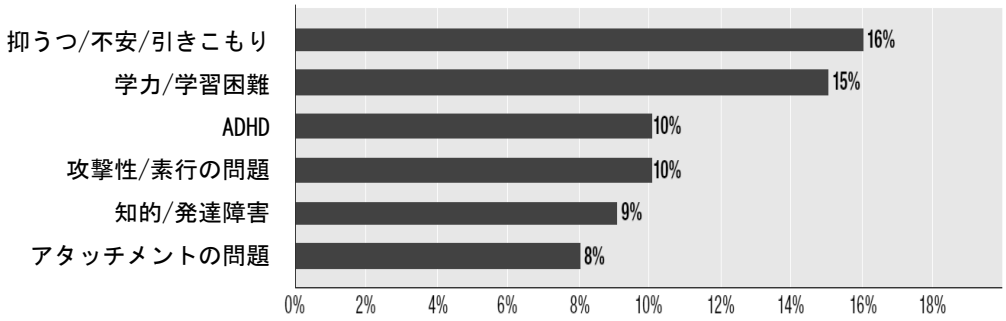

出典：Child welfare research portal (2020). Ontario incidence study of reported child abuse and neglect 2018.

図 5-1. 懸念される心理的問題（オンタリオ州 2018）

３）虐待が実証された養育者の主要なリスク

虐待が実証された養育者の主要なリスクを図 5-2 に示す。親密なパートナーからの暴力が 53%と高く、社会的支援が不十分とメンタルヘルスの問題がそれぞれ 30%である。アルコールの乱用と薬物の乱用もそれぞれ 12%と 9%である。DV 問題、親の精神疾患、アルコール・薬物問題は小児期の逆境体験として子どもに影響をもたらすとされるもので、特にこの 3 つは児童虐待に関連する問題（トキシック・トリオ）として世界的に重視されているものである。

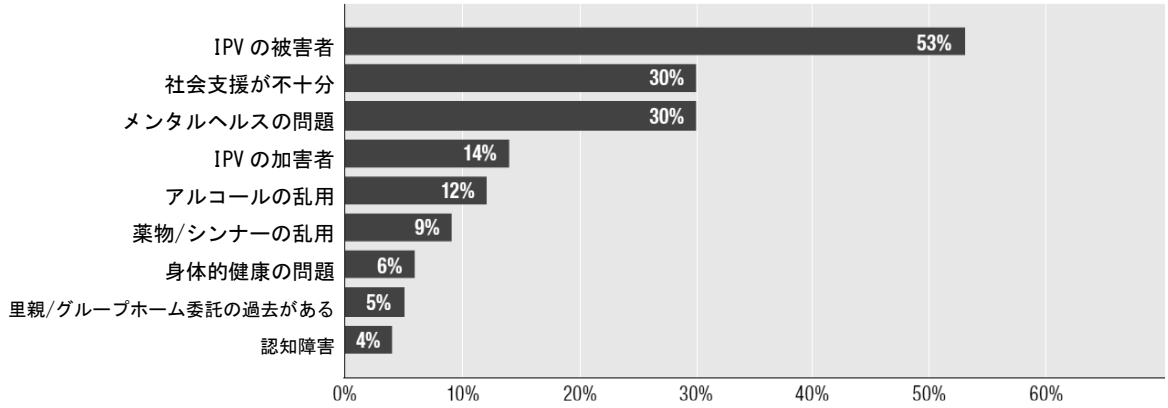

出典：Child welfare research portal (2020). Ontario incidence study of reported child abuse and neglect 2018.

図 5-2. 虐待が実証されたケースで記録された養育者の主要なリスク
（オンタリオ州 2018）

（３）社会的養護児童(Out-of-home care)

2019 年度の代替養育（社会的養護）を必要とした児童数を州（準州含む）別に示したものが表 5-7 である。代替養育を受けた子どもは全国で約 6 万人おり、全児童人口の 0.8%にあたる。オンタリオ州では、12,385 人いて、オンタリオ州の児童人口の約 0.45%であった。

表 5-7.　家庭外ケアを受けている児童（参照年 12 月 31 日現在）

州/準州	参照年	児童保護対象年齢	児童人口	インフォーマルなキンシップ	家庭外ケアの児童数	児童 1,000 人あたり
アルベルタ州	2019	0～17 歳	970,452	含まない	7,757	7.99
ブリティッシュコロンビア州	2019	0～18 歳	926,072	含まない	6,263	6.76
マニトバ州	2019	0～17 歳	308,969	含まない	10,258	33.2
ニューブランズウィック州	2019	0～18 歳	144,301	不明	983[i]	6.81
ニューファンドランド・ラブラドール州	2019	0～15 歳	76450	含まない	985	12.88
				含んだ数	1,545	20.21
ノバスコシア州	2019	0～18 歳	176,458	含まない	995	5.64
ノースウェスト準州	2014	0～18 歳	11,343	含まない	229	20.19
ヌナブト準州	2019	0～18 歳	14,943	含まない	358	23.96
オンタリオ州	2019	0～17 歳	2,765,376	不明	12,385	4.48
プリンスエドワードアイランド州	2018	0～17 歳	29,226	含まない	111	3.8
ケベック州	2019	0～17 歳	1584856	含まない	9,174[ii]	5.79
				含んだ数（Confié à un tiers significatif’）	11,539[ii]	7.28
サスカチュワン州	2019	0～15 歳	244476	含まない	4,546[i]	18.59
				含んだ数（Person of Sufficient Interest）	6,620[i]	27.08
ユーコン準州	2019	0～18 歳	8517	含まない	95	11.15
				含んだ数（拡大家族）	240	28.18
合計	2019	-	7,261,439	含まない	54,139	7.46[iii]
				インフォーマルキンシップサービスを含めた最終合計	59,283[iv]	8.16[iii]

[i] 予備のケアを受けている児童数の推定値を含むように調整した数になっている.
[ii] ケベック州行政区域 17, 18 を含んでいないため、実際より低い値になっている。
[iii] 各管轄区域の家庭外ケア児童数と児童人口の合計に基づいて計算されている。
[iv] ほとんどの州/準州はインフォーマルキンップサービスを報告していないため、ここで提示された数は実際より低い値になっている。
出典：Saint-Girons, M., Trocmé, N., Esposito, T, & Fallon, B. (2020). Children in out-of-home care in Canada in 2019. Child welfare research portal.

６．虐待による死亡事例

カナダでは州/準州によって子どもの死亡事例検証制度（Child Death Review ： CDR）の制度が異なる。オンタリオ州では、5 歳未満の全死亡、過去 12 か月以内に CAS の関与があった 19 歳未満の死亡、検視官法（Coroners Act）に基づき調査対象となった死亡のいずれかに該当する死亡の事例が検証制度の対象となる。検証のための調査を行う検視官は、死亡事例の調査についてトレーニングを受けた医師である。検証は、チーフ検視官事務所（Office of the Chief Coroner）と、5 歳未満の死亡事例検証委員会（Deaths Under Five Committee：DU5C）、小児死亡事例検証委員会（Paediatric Death Review Committee：PDRC）の医療委員会及び児童福祉委員会が責任を負い、エグゼクティブレビューとフルレビューの 2 段階で実施される。検視官法の下で調査の対象となるのは、暴力、不正行為、自殺、及び偶発的な傷害が関係している可能性のある、自然死ではない死亡と、死亡の 12 ヵ月以内に CAS の関与があった子どもの死亡である。個々の事例に焦点をあてた検証システムから、全死亡事例の集計データを分析、整理して、予防に活かせるシステムに作り直している。

オンタリオ州では、2016 年には 1,065 件の子どもの死亡があった。そのうち 405 人(38%)が検視官調査の対象となり、検査官調査のうち 115 件（28%)が、死亡の 12 ヵ月以内に CAS の関与があったケースであった。翌 2017 年では、子どもの死亡は 1,048 件あり、そのうち 423 件（40%）が検視官調査ケースとなり、CAS の関与があったケースは 122 件（29%)であった。

上記以外に、2016 年は 6 件の、2017 年は 4 件の 19～21 歳の若者の死亡事例も CAS より報告された。これらの若者は、死亡時期に CAS の若者への継続的ケア・サポート（Continued Care and Support for Youth：(CCSY)）という支援を受けていた。

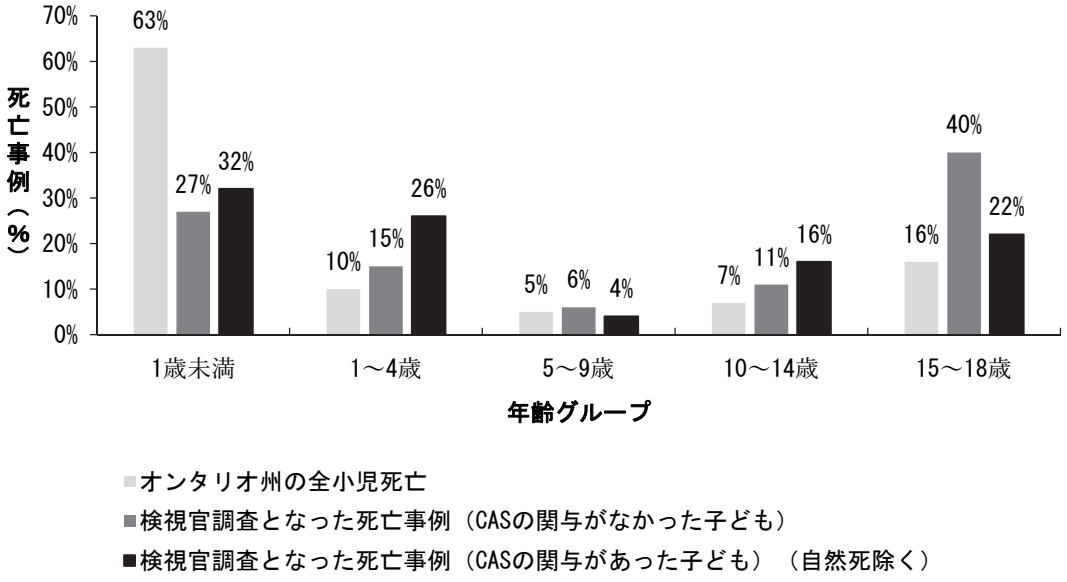

出典：Office of the chief coroner Province of Ontario (2018). Paediatric death review committee and deaths under five committee 2017 Annual report.

図 6-1. 死亡事例の年齢別割合（オンタリオ州　2017）

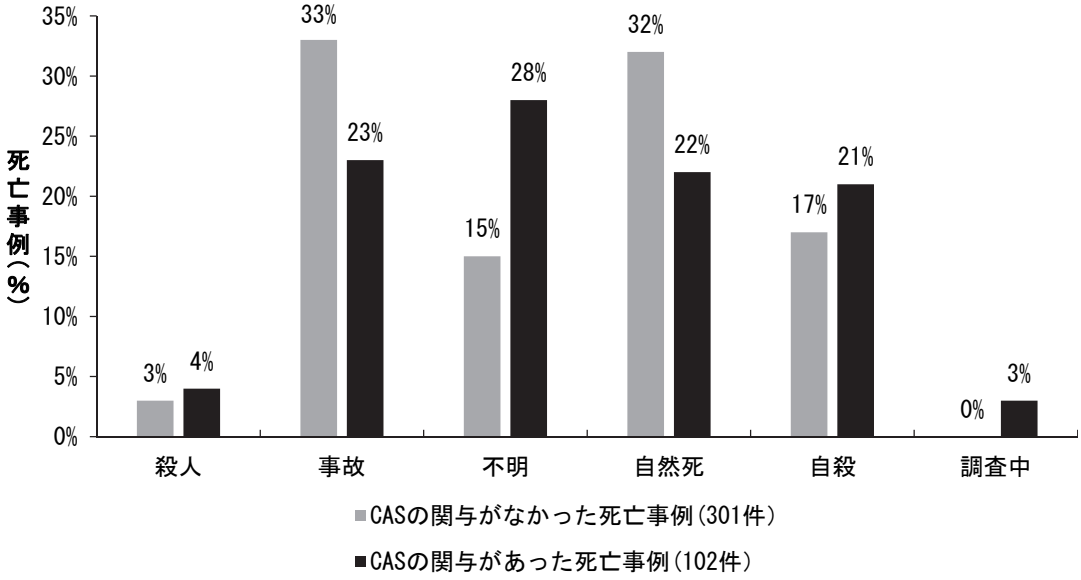

出典：Office of the chief coroner Province of Ontario (2018). Paediatric death review committee and deaths under five committee 2017 Annual report.

図 6-2. 検視官調査となった死亡事例の死因の割合（オンタリオ州 2017　0-18 歳）

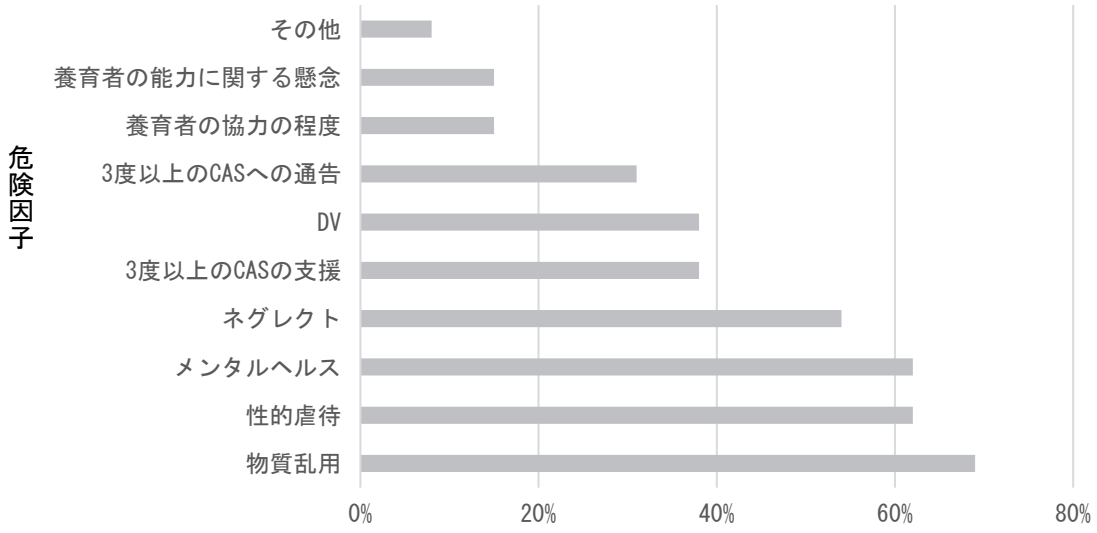

出典：Office of the chief coroner Province of Ontario (2018). Paediatric death review committee and deaths under five committee 2017 Annual report.

図 6-3. PDRC 福祉委員会が検証した死亡事例の危険因子上位 10 項目

図 6-3 は、2017 年に PDRC 福祉委員会が検証した死亡事例の危険因子を多い順から 10 項目示した図である。物質乱用(69%)、性的虐待(62%)、メンタルヘルス(62%)、ネグレクト(54%)、CAS 支援ケース(38%)、DV(38%)、通告ケース(31%)、養育者の協力の程度(15%)、養育者の能力に関する懸念(15%)、その他には犯罪行為(8%)、親の小児期の CAS 関与(8%)、特別なニーズがある、1 歳未満であることなどが含まれる。物質乱用と性的虐待の因子は過去 3 年間一貫しているが、それ以外は年ごとに異なる。

7. ドイツ連邦共和国

１．ドイツ連邦共和国の概況

ドイツ連邦共和国（以下、ドイツ）の人口（児童人口）、首都と人口、政体、GDP（一人あたり）、国民負担率、出生率、及び児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率を表 1-1 に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

表 1-1. ドイツの概況

	ドイツ	日本
人口 （児童人口）	8,316 万人 （1,524万） （2019.9）Statistisches Bundesamt	1 億 2,617 万 （1,860 万） （2019.10.01） 総務省統計局
首都と人口	ベルリン　375 万人 （2018）Statistik Berlin-Brandenburg	東京　1,400 万 （2020）　東京都
政体	連邦共和制 （16 州：旧西独 10 州、旧東独 5 州及びベルリン州）	立憲君主制
GDP(1 人あたり)IMF	46,473 ドル(2019)	40,847 ドル(2019)
国民負担率　財務省	54.1%（2017）	43.3%（2017）
出生率 OECD	1.6（2018）	1.4（2018）
貧困率（児童貧困率）OECD	0.104(0.113)　(2017)	0.157(0.139)　(2015)

２．児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン

ドイツでは、ドイツ連邦共和国基本法の下、民法（Bürgerliches Gesetzbuch(BGB)）と、1990年に制定された社会法典第8編(SGBⅧ)児童並びに少年援助法(Sozialgesetzbuch (SGB) - Achtes Buch (VIII) - Kinder- und Jugendhilfe) が、児童保護を含めた様々な援助の基盤となる。

「児童並びに少年援助法」では「援助」が重視されており、家庭内での父母による養育が優先され、国家の介入は補充的に行われるという理念がある。またこの法では「子ども」を3つに区分して規定している。満14歳未満の者を児童（Kind）、満14歳以上で満18歳未満の者を青少年（Jugendlicher）、満18歳以上で満27歳未満の者を若年成年者という。

ドイツにおける父母の権利義務規定には特徴がある。まず1957年には「男女同権法」制定とともに民法が改正され、懲戒権が削除された。1979年に民法の大改正があり、この改正で「親権」（Elterliche　Gewalt）が廃止され、「親の配慮」（Elterlichen Sorge）に替わった。つまり父母は子のために配慮する権利を有し義務を負うこととなったのである。あわせて親の配慮権の濫用に関する民法第1666条が改正され、「子の福祉の危険」に対して裁判所が介入し、必要な措置を行うことができる規定となった。

父母の権利については、ドイツ基本法(Grundgesetz für die Bundesrepublik(GG))第6条第2項で「子の監護及び教育は、両親の自然的権利であり、かつ何よりも先に両親に課せられた義務

である。その実行については、国家共同社会がこれを監視する。」と規定されている。子の養育の第一次的責任は父母にあるとされ、国家による介入は慎重になされるべきことが示されている。

３．児童虐待対応も含む援助の中心機関と設置体制及び所属する専門職と人数

（１）青少年局

社会法典第8編（児童並びに少年援助法）では、援助の種類を次の４つとしている。

①家庭内教育の助成

②昼間保育施設と昼間保育者の下にいる児童の助成

③教育援助

④心的障がいを有する児童少年のための援助

児童保護に関連する施策は③の「教育援助」に当たる。これらの相談援助サービスを決定する児童福祉行政機関 は、郡や市に設置されている青少年局（Jugendamt）である。そして上記の援助サービスを直接給付するのは、ほとんどの場合に民間団体（Freier Träger）であり、青少年局と連携して活動し、必要な活動費は青少年局から契約によって支出される。

児童保護に関する青少年局の任務は、「教育援助」としての援助給付サービス提供とドイツ連邦共和国基本法第6条第2項でいう国家の「監視人としての職務」の遂行とされ、具体的には、一時保護や家庭裁判所手続、未成年後見や施設運営許可などがあげられる。

教育援助（Hilfe zur Erziehung）は多岐に渡り、大きく通所型援助と家庭外措置での援助に分けられる。ここで使われる教育（Erziehung）とは「能力を引き出し伸ばす」意味であり、日本語の「教育」概念よりも広く、「養育」の意味も含まれている。

青少年局は、郡または郡に属さない市に設置されており、ドイツ国内に約650あるとされる。ベルリン市（州）には12の区があり、それぞれの区を管轄する青少年局が設置されている。

（２）ソーシャル・ペダゴーグ（Socialpädagoge 社会教育士）とソーシャル・アルバイター（Socialarbeiter）

青少年局にはソーシャル・ペダゴーグ（Socialpädagoge 社会教育士）またはソーシャル・アルバイター（Socialarbeiter ソーシャルワーカーのこと）が従事する。前者は総合大学で養成され、後者は専門単科大学で養成される専門資格である。

表 3-1.　青少年局の機能、設置数、そこに従事する専門職

機能	設置数	専門職
・家庭内教育の助成 ・昼間保育施設と昼間保育者の下にいる児童の助成 ・教育援助（児童保護を含む） ・心的障がいを有する児童少年のための援助	全国で 650 ベルリン市内では各区に設置	・ソーシャル・ペダゴーグ（Socialpädagoge 社会教育士） ・ソーシャル・アルバイター（Socialarbeiter）

出典：川松亮（2018）ルーマニア・ドイツの児童福祉制度視察報告書Ⅱドイツ連邦共和国編. 子どもの虹情報研修センター.

４．児童虐待対応の流れ

（１）緊急保護

2004 年に社会法典第8編（児童並びに少年援助法）が改正され、子ども虐待が疑われる場合の青少年局の対応が強化された。まず同法に第8a条が新設され、子どもの福祉の危険の疑いがあるときに、青少年局は調査し、子どもと家庭への援助を行うのか、家庭裁判所の介入で保護する方が良いのか、危険の考量を行わねばならないこととされた。後者の場合は、ただちに家庭裁判所に対して職権の発動を喚起しなくてはならないと義務付けられた。さらに裁判所の判断を待つことができない時には、青少年局は児童もしくは少年を一時保護する義務を負うとされた。裁判所の判断を待つことができない例として以下の場合があげられる。

①児童もしくは少年が保護を求めるとき

②児童もしくは少年の福祉にとっての差し迫った危険が保護を必要とし、かつ

a）身上配慮権者が異議を唱えないとき、もしくは

b）家庭裁判所の判断を適時に得ることができないとき

③外国人の児童もしくは外国人の少年が付き添いなしにドイツにやって来て、かつ、身上配慮権者も教育権者も国内に滞在していないとき

緊急保護は30日以内とされ、その間に引き取りか代替養育かを決めなければならない。しかし実際には30日を超える場合もあるという。

（２）アセスメント

アセスメントは、子どもが危険な状態にあるか、危険ではないかを評価、判断する。危険な状態にあるとは、以下の2つの場合をいう。

①身体的、心理的または精神的ウェルビーイングへの重大なダメージが起きていた、またはこれから起きる可能性が高く、子どもの保護者によってそれが回避できない場合で、これを「深刻な危機にある」とする。

②また現実にある危険を明らかに説明できないが、子どもの健康へのリスクの疑いがあるか、その疑いを排除できない場合で、これを「潜在的危険がある」とする。

また危険な状態にない場合も、援助のニーズがあるかその必要がないかを評価する。

（３）支援

ドイツでは、虐待を受けた子どもと家族への援助は、「教育援助（Hilfe zur Erziehung）」の範疇に入る。アセスメントに基づいて援助が行われるが、その内容は多岐に及ぶ。援助は大きく通所型援助と家庭外措置での援助に分けられ、親の同意を得て行われる。援助を実施する機関の多くは民間機関で、サービスの内容によってそれに適った民間機関が具体的なサービスを提供することになる。

親が援助に同意しない場合は、裁判所の決定に基づいて、親の配慮権の制限をしたうえで家庭外措置を行うか、支援の実施命令を受けて通所等の支援を行うこととなる。

通告から支援までの流れを図 4-1 に示す。

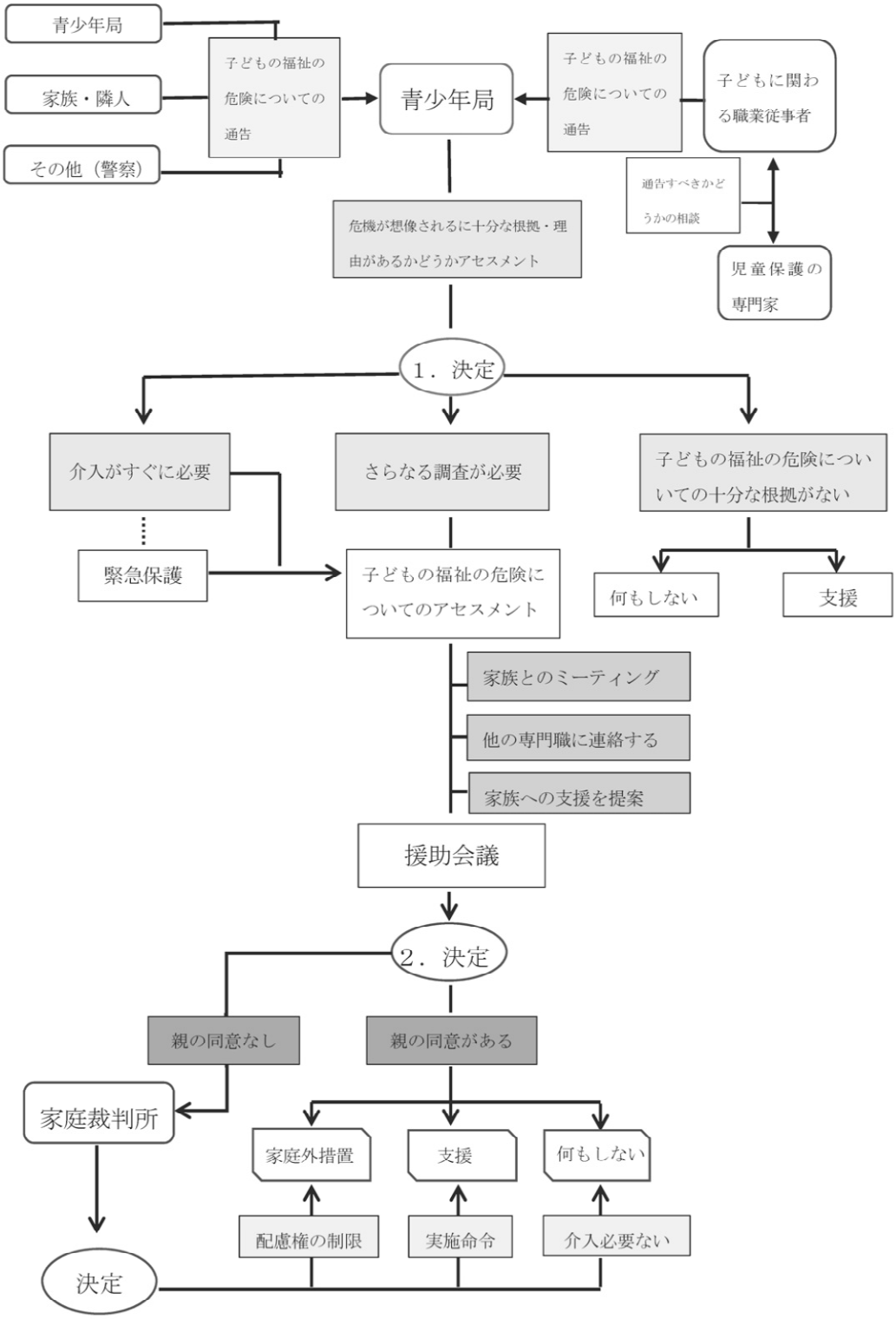

出典：川松亮（2018）ルーマニア・ドイツの児童福祉制度視察報告書Ⅱドイツ連邦共和国編．子どもの虹情報研修センター．

図 4-1．通告から支援までの流れ

５．児童虐待対応の状況

児童虐待対応の流れに沿って、統計上のデータを以下に示す。

（１）緊急保護件数

1995年から2016年までの緊急保護の推移を図5-1に示す。2015年に大きく増加したのは、難民の大量流入が関係しているのではないかと推定される。

緊急保護の年齢別及び男女別内訳を表5-1に示す。年齢が高いほど件数が多く、男子が女子を大きく上回って保護されている状況がある。

緊急保護の理由別割合を表5-2に示す。外国人の児童もしくは外国人の少年が、保護者等がおらずに入国してきた場合が一番多く、全体の37%を占めている。

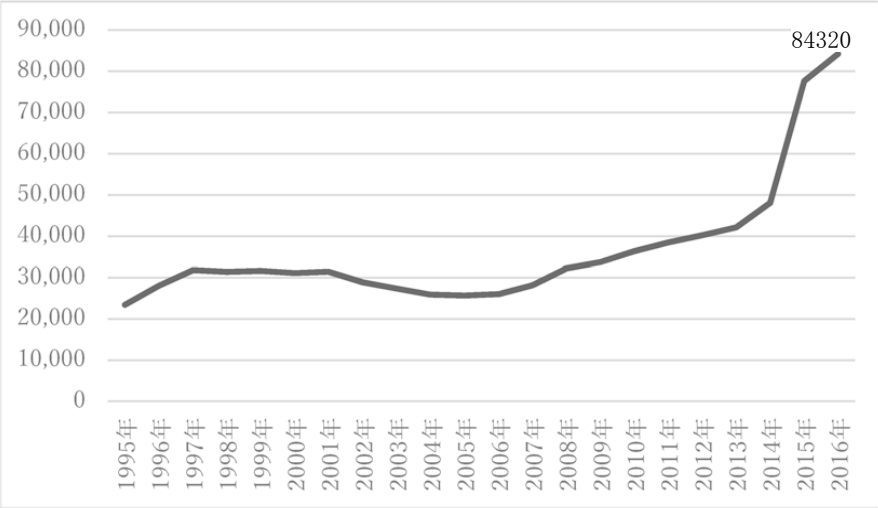

出典：川松亮（2018）ルーマニア・ドイツの児童福祉制度視察報告書Ⅱドイツ連邦共和国編. 子どもの虹情報研修センター.

図 5-1.　緊急保護の推移

表 5-1.　緊急保護の年齢別、男女別内訳（2017 年）

3 歳未満	3～8 歳	9～13 歳	14～15 歳	16～17 歳	合計
4,927	5,850	9,561	14,127	26,918	61,383

男子	女子	合計
38,680	22,703	61,383

出典：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2019 235, 8-4-16.

表 5-2. 緊急保護の理由別割合（2017 年）

緊急保護の理由	%
保護者が同伴していない入国	37
両親の過度な負担	28
虐待/性的虐待のサイン	9
ネグレクト	9
人間関係の問題	8
ハイムにおける/里親との不調	5
非行/少年犯罪	5
学校、訓練校での問題	3
その他	30

※2 つまで重複あり

出典：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2019 235, 8-4-16.

（2）アセスメント数とその結果

2018 年のアセスメントの対応件数と、その結果の内訳を表 5-3 に示す。2018 年に行ったアセスメント総数は 157,271 件に上り、そのうち危険な状態にあると判断されたのは、50,412 件で、全体の約 3 割に当たる。援助のニーズのあるものまで含めると、103,407 件となり、アセスメントを行ったケースの 6 割以上は何らかの支援が必要と判断されている。

表 5-3. アセスメント数と結果（2018 年）

アセスメント結果	危険な状態にある		危険ではない	
	深刻な危機にある	潜在的危険がある	しかし援助と支援のニーズがある	援助の必要はない
	24,939	25,473	52,995	53,864
アセスメント合計	157,271			

※ブランデンブルク市内の統計のみ除外
出典：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2019

表 5-4 は、アセスメントで危険な状態にあると判断されたケースの虐待のタイプを示したものである。

表 5-4. アセスメントで危険な状態にあると判断されたケースの虐待のタイプ(2018)

虐待のタイプ			深刻な危機にある	潜在的危険がある	左記合計	比率
単一の虐待	ネグレクト		10,780	13,164	23,944	47.5%
	心理的虐待		3,226	4,819	8,045	16.0%
	身体的虐待		3,925	3,222	7,147	14.2%
	性的虐待		881	708	1,589	3.2%
	単一の虐待合計		18,812	21,913	40,725	80.8%
複合的虐待	主な複合のタイプ	ネグレクトと心理的虐待	1,973	1,280	3,253	6.5%
		身体的虐待と心理的虐待	1,732	1,044	2,776	5.5%
		ネグレクトと身体的虐待	1,020	685	1,705	3.4%
		ネグレクトと身体的虐待、及び心理的虐待	952	343	1,295	2.6%
	複合的虐待合計		6,127	3,560	9,687	19.2%
総合計			24,939	25,473	50,412	100%

出典：Statistisches Bundesamt, Statistik der Kinder-und Jugendhilfe Teil I.

表 5-5 は、年齢別のアセスメント数とその結果を示したものである。年齢が低いほどアセスメント件数は多い傾向がある。また深刻な危機にあると評価される子どもは年長に多くなる。潜在的な危険と評価されるケースは年長になるほど多くなるが、深刻な危機状態にある件数ほどの増加傾向はない。

表 5-5. 年齢別のアセスメントの対応数と結果(2017 年)

	アセスメント数	危険な状態にある(%)		危険ではない(%)	
		深刻な危機にある	潜在的危険がある	しかし援助のニーズがある	援助の必要はない
3 歳未満	33,228	15.4	14.9	33.7	36.0
3～6 歳	27,485	12.2	16.3	34	37.5
6～8 歳	24,691	13.5	17.6	35.1	33.8
9～11 歳	21,865	14.9	17.7	35.4	32.0
12～14 歳	20,101	17.5	18.4	33.5	30.6
15～17 歳	15,905	19.6	17.1	33.1	30.3
合計	143,275	15.1	16.8	34.2	33.9

出典：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2019 235, 8-4-14.

（３）支援の種別と数

教育援助（Hilfe zur Erziehung）と呼ばれる支援は、アセスメントに基づき行われ、その内容は多岐に及ぶ。大きく通所型援助と家庭外措置での援助に分けられるが、まずは通所型援助をできる限り手厚くし、子どもを家族から分離しない援助が実施される。この中には、デイグループ教育という援助類型があり、日中の一定時間を施設に滞在し、家庭で充足されない世話の提供や学校教育の補習、社会的行動の育成、相談やセラピーなどを行う。朝食・夕食の提供やシャワーなどの援助も行う。また、家族全体を対象としてヘルパー派遣等を行うことにより、父母の教育能力を向上させ、家族間のコミュニケーションを促進し、家族全体の生活改善をすることで、子どもの家庭外措置を防ぐことを目的とした社会教育的家族援助（Sozialpädagogische Familienhilfe）がある。

家庭外措置での援助としては、大きく里親養育とハイムでの教育（施設養護）とがある。また、集中的な個別の社会教育援助（Intensive sozialpädagogische Einzelbetreuung）という類型があり、売春、アルコール・薬物依存、摂食障害、ホームレス、暴力傾向など深刻な問題を抱えている少年や若年成年者に住居を提供して、専門家が付ききりで世話をする援助となっている。

デイグループ教育、里親、ハイムでのケア、集中的な個別の社会教育活動を総じて家庭外教育活動という。家庭外教育活動の種別ごとでの年齢別内訳を表5-6に示す。里親委託と施設養護では、施設養護数が若干多く、両者の合計に対する里親の委託比率は43.7％である。高年齢になるほどに施設養育が増える傾向にある。

表5-6.　家庭外教育活動の種別ごとでの年齢別内訳(2017年12月31日現在)

	デイグループ教育	里親	ハイム・ケア（施設養護）	集中的な個別の社会教育援助	合計
1歳未満	13	1,195	293	0	1,501
1～2歳	83	5,006	875	0	5,964
3～5歳	211	10,884	2,838	0	13,933
6～8歳	3,702	12,664	5,996	0	22,362
9～11歳	7,489	13,890	10,172	128	31,679
12～14歳	3,498	12,745	16,058	529	32,830
15～17歳	1013	13,191	35,871	1,728	51,803
18～20歳	0	4,846	23,326	2,647	30,819
21歳以上	0	548	1077	140	1,765
18歳未満	16,009	69,575	72,103	2,385	160,072
(児童人口比)	(0.11%)	(0.46%)	(0.47%)	(0.02%)	(1.05%)
18歳以上	0	5,394	24,403	2,787	32,584
合計	16,009	74,969	96,506	5,172	192,656

出典：Statistisches Bundesamt (Destatis), 2020 | Stand: 25.06.2020 / 08:16:34

児童人口比はStatistisches Bundesam(2019)2017年人口及び児童人口比率より算出

６．虐待による死亡事例

ドイツでは、死亡事例に関する統計はない。

第２部　児童虐待対応における国家間比較

１．各国の概況比較

日本と韓国(アジア)、オーストラリア（オセアニア)、カナダとアメリカ(北米)、イギリス、ドイツ（ヨーロッパ大陸）及びフィンランド（北欧）の人口（児童人口)、首都とその人口、政体、GDP（一人あたり)、国民負担率、出生率そして児童虐待の主要なリスクでもある子どもの貧困率を表 1-1 に示す。フィンランドを筆頭にヨーロッパ諸国は、高い国民負担率によって社会保障制度を充実させ、医療費や教育費も原則無料かそれに準ずる体制をとっている。これらの国の子どもの貧困率は、アメリカ、韓国、日本に比べて低い水準を維持している。日本では出生率の低さが問題となっているが、アメリカ、イギリス、オーストラリアは比較的高い水準にある。この背景には様々な要因が考えられるが、移民の受け入れの差（移民が国内で出生した場合の国籍の付与の有無）や、非嫡出児の多少による差などが指摘されている。ただしアメリカについては高い水準ではあっても過去 35 年間で最も低いレベルとなっている。この要因としては、他国と同様に若い人が子どもを産まなくなっていることや、十代の妊娠率が減少していることが挙げられている。

表 1-1. 各国の概況

	日本	韓国	オーストラリア	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フィンランド
人口 (児童人口)	1億 2,617 万 (1,860 万) (2019.10. 01) 総務省統計局	5,178 万 (793 万) (2019. 07. 01) 韓国統計庁	2,518 万人 (559 万) (2018.12.31) Australian Bureau of Statistics	3 億 2,754 万 (7,399 万) (2018.12.31) U.S. Census Bureau	3,759 万 (813 万) (0 - 19 歳) (2019) Statistics Canada	6,643 万 (1,195 万) (2018-19) Office for National Statistics	8,316 万 (1,524 万) (2019.9) Federal Statistical Office, Germany)	553 万 (105 万) (2019.12.31) Statistics Finland
首都と人口	東京 1400 万 (2020) 東京都	ソウル 991 万 (2020) ソウル市	ｷｬﾝﾍﾞﾗ 43 万 (2019) Australian Bureau of Statistics	ﾜｼﾝﾄﾝ D. C. 71 万 (2019 年) United States Census Bureau	オタワ 146 万 (2020) Statisics Canada	ロンドン 902 万 (2020) Population UK	ベルリン 375 万 (2018) Statistik Berlin Brandenburg	ヘルシンキ 64 万人 (2018) Statistics Finland
政体	立憲君主制	大統領制	立憲君主制	大統領制、連邦制	立憲君主制 (議院内閣制と連邦主義に立脚)	立憲君主制	連邦共和制	共和制
GDP(1 人あたり)IMF	40,847 ドル (2019)	31,838 ドル (2019)	53,825 ドル (2019)	65,112 ドル (2019)	46,272 ドル (2019)	41,030 ドル (2019)	46,473 ドル (2019)	49,869 ドル (2019)
国民負担率 財務省	43.3% (2017)	39. 0% (2018)	39.6% (2016)	34.5% (2017)	46. 9% (2016)	47.7% (2017)	54.1% (2017)	62.4% (2019)
出生率 OECD	1.4 (2018)	0. 92 (2019)	1.7 (2018)	1.7 (2018)	1. 5 (2018)	1.7 (2018)	1.6 (2018)	1.4 (2018)
貧困率(児童貧困率) OECD	0.157 (0.139) (2015)	0. 167 (0. 123) (2018)	0.124 (0.133) (2018)	0.178 (0.212) (2017)	0. 118 (0. 118) (2018)	0.117 (0.124) (2018)	0.104 (0.113) (2017)	0.065 (0.035) (2018)

２．児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン

児童虐待に対応する法律については、児童に関する基本法の中に児童保護等の規定を定めている国（韓国、イギリス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フィンランド）と基本法に加えて児童虐待に特化した法律を整備している国（日本、アメリカ）がある。虐待対応に関するガイドラインはほとんどの国で作成されている。イギリスの「ワーキングトゥギャザー」は日本でも有名で 2002 年に翻訳出版されている（「子ども保護のためのワーキングトゥギャザー―児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン」松元伊知郎、屋代通子訳（2002））。各国の法律やガイドラインを表 2-1(72～73 ページ)に示す。

３．児童虐待対応の中心機関と設置数及び所属する専門職と人数

児童虐待に対応する中心的機関は、ほとんどの国が自治体の行政機関が担っている（表 3-1）(74～75 ページ)。中には韓国やカナダなど、民間機関が一定の権限を付与されて対応しているところもある。中心機関の設置数を人口比でみると、人口 10 万から 30 万人の 1 か所単位で設置されており、日本や韓国の設置数は少なく、日本では 100 万人を超える人口をカバーする児童相談所もある。

どの国も、中心となる職種はソーシャルワーカーで、福祉系の養成校での所定のカリキュラムの単位を履修して業務についている。ソーシャルワーカーが国家資格保持者であるか否かについては国によって異なる。ソーシャルワーカーが国家資格である国（連邦制国家では州資格のこともある）は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フィンランド、韓国である。日本の児童相談所のソーシャルワーカー（児童福祉司）は任用資格であって国家資格ではない。

ソーシャルワーカーの配置数は、韓国を除いてほとんどの国が日本よりもきわめて多い。例えば、日本の児童福祉司は全国で約 4,000 人に対して、人口が約半分のイギリスでは約 3 万人のソーシャルワーカーが従事している。人口比を踏まえれば 15 倍の開きである。

一方、日本の児童相談所には児童心理司が配置されているが、虐待対応行政機関に心理職が配置されているのは、世界的に見てもまれで、多くは民間等の心理職と委託契約を結んで心理支援等を行っている。心理職が同一機関にいて協働できることは、心理面でのアセスメントや心理支援が効率よく提供できるといったメリットがあろう。

表 2-1. 児童虐待対応の基盤となる法律やガイドライン　　◎は児童虐待対応において主となる法律

	法律	ガイドライン等
日本	◎児童福祉法（1947） ◎児童虐待の防止等に関する法律（通称、児童虐待防止法。2000） ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(2016) ・その他	・児童虐待対応の手引き ・児童相談所運営指針 ・市町村子ども家庭支援指針施設種別運営指針
韓国	◎児童福祉法 ・児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法	・児童虐待対応の業務マニュアルⅠ-児童虐待の調査 ・児童虐待対応の業務マニュアルⅡ-児童虐待のケースマネジメント
アメリカ	【連邦法】 ◎児童虐待予防及び治療法（1974） (2000 年以降制定の法律) ・家族第一予防サービス法（2018） ・子ども家族サービス改善及び改革法（2011） ・フォスタリング連携の成功及び養子縁組増加法（2008） ・子ども家族サービス改善法（2006） ・アダムウォルシュ児童保護及び安全法（性犯罪の被害者となったアダムウェルシュの名前を付けた、性的搾取、ポルノ、性的暴力から子どもを守る法律）(2006) ・安全かつタイムリーな州間の児童の家庭外措置法（2006） ・赤字削減法(家族支援サービスのため)(2005) ・公正な家庭外ケアへのアクセス法(2005) ・養子縁組促進法(2003) ・子どもと家族の安全維持法(2003) ・安全で安定した家族の促進改正法(2001) ・州間養子縁組法(Intercountry Adoption Act of 2000) ・児童虐待予防実施法(2000)・児童虐待被害者法再承認（2018）	
	【州法】(NY 州) ・児童保護サービス法 ・ソーシャルサービス法 ・家庭裁判所法 ・その他	・子ども家族事務所児童保護サービスマニュアル ・ニューヨーク規定・規則・規制第 18 編
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	【連邦法】 ・家族法（1975） ・豪州人権委員会法（1986）	

	【州法】(NSW 州) ◎児童青少年(ケアと保護)法（1998） ・養子縁組法（2000） ・子ども若者のためのアドボケート法（2014） ・養育者（承認）法（2010） ・児童保護（国際的措置）法（2006） ・児童保護（子ども支援）法（2012） ・コミュニティ・サービス（苦情、レビュー、モニタリング）法（1993）	・養子縁組規則 ・児童保護（子ども支援）規則 ・子ども若者（児童雇用）規則 ・子ども若者（ケアと保護）規則
カナダ	【連邦法】 ・インディアンに関する法律 ・青少年刑事司法法・カナダ刑法	
	【州法】(オンタリオ州) ・子ども青年家庭サービス法 ・子ども法改革法 ・家族法	・オンタリオ児童福祉資格要件スペクトラム（2019） ・オンタリオ児童保護基準（2016） ・安全性とリスクのアセスメント:特定のケースにおける資格要件スペクトラムと構造化された意思決定 ・オンタリオ児童保護ツールマニュアル（2016） ・フォーマルカスタマリーケア（先住民や文化の異なった民族の代替養育に関するガイドライン）
イギリス	◎1989 年児童法 ・2004 年児童法 ・2017 年児童とソーシャルワーク法 ・2017 年養子縁組児童法 ・その他	・子どもの安全保障のための協働（通称“ワーキングトゥギャザー”）（2018 改訂）
ドイツ	【連邦法】 ◎社会法典第 8 編（SGBⅧ：「児童並びに少年援助法」（1990）） 【州法】(ベルリン) ・ベルリン児童の健康の促進及び保護に関する法律 ・ベルリン州社会教育及び社会援助専門職の認定に関する法律	
ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ	◎社会福祉法（2014） ◎児童保護法(2007) ・社会福祉受給者の状況と権利に関する法律(2000) ・社会福祉受給者の記録に関する法律(2015) ・行政法(2003) ・家族支援法(2015)	・児童保護ハンドブック

※法律の原文は第 1 部を参照

表 3-1. 児童虐待対応の中心機関とその機能、設置数、そこに従事する専門職

	機関名等	機能	設置数	専門職
日本	児童相談所	・通告の受理、調査、介入 ・相談・支援 ・一時保護 ・措置機能 ・市町村援助機能	215(2019.4)	児童福祉司 3,817 人 児童心理司 1,570 人
	市区町村(要保護児童対策地域協議会調整機関)	・通告の受理、調査 ・相談支援 ・要保護児童対策地域協議会	1,735(2018.2)	1,514 人(2018.2)
韓国	市、郡、区 (児童虐待専担公務員 及び児童保護専担要員)	・児童虐待通告・受付、現場調査及び緊急保護 ・被虐待児及びその家族、虐待加害者に対する相談調査 ・児童虐待の事例判断(身体的虐待・情緒的虐待など) ・被虐待児保護計画の策定及び児童保護専門機関との連携 ・児童保護専門機関の被虐待児などに対するケースマネジメントの指導・監督 ・国家児童虐待情報システムを通じた児童虐待予防事業に関する情報の処理 ・児童虐待予防のための児童虐待専担公務員などに対する職務教育・力量強化		児童虐待専担公務員 374 人 児童保護専担要員 524 人 (2021)
	児童保護専門機関 (民間)	・被虐待児及びその家族、虐待加害者に対する相談・治療・教育 ・被虐待児のケースマネジメント ・児童虐待予防の教育及び広報 ・国家児童虐待情報システムの情報入力に要る資料の提供 ・児童虐待予防・被虐待児保護と関わる機関・施設との連携 ・被虐待児及び家族機能の回復させるためのサービス提供 ・アフターケアサービス	68(2020.3) (中央 1 か所 地域 67 か所)	相談員 960 人 心理治療専門職 76 人 (2020.3)
アメリカ(NY 州)	州 Child Protective Services(CPS)	・通告の受理、アセスメント/調査 ・養育相談、トレーニングの提供 ・カウンセリングや治療の調整 ・緊急保護 ・金銭的支援 ・家庭裁判所・刑事裁判所での裁判手続きのアシスタント ・リハビリと社会的養護措置 ・デイケア・家事支援等サービス提供/調整 ・ケースマネジメント ・支援計画作成	NY 市マンハッタン地区(人口 159 万)CPS オフィス 19 か所(本部、支所 15 か所、緊急対応 1 か所、里親等支援者・児童サービス局職員関与ケースの特別調査 1 か所、監督命令ケースマネジメント 1 か所)	NY 州マンハッタン地区 CPS ワーカー3,500 人 51 州中 43 州合計 ・CPS通告受付/受理ワーカー3,349 人 ・CPS調査/代替対応ワーカー2,0469 人 (ワーカー1 人あたり平均対応ケース数 72)
オーストラリア(NSW 州)	州・準州児童保護局 NSW 州:Community Services (CS)	・通告受理、調査、介入 ・ケースマネジメント ・家庭外ケア ・予防、二次予防、集中的家族支援サービスの提供	NSW 州(人口 799 万)80 か所(人口 10 万人に 1 か所)(2019 年第 3 四半期)	NSW 州 CS ケースワーカー1,777 人(2019 第 3 四半期)

カナダ（オンタリオ州）	子ども・コミュニティ・社会サービス省（Ministry of Children, Community and Social Services）			
	Children's Aid Society （CAS）（民間機関）	・通報の受理と調査 ・18 歳未満の子どもの保護 ・未然防止のためのサービスを提供する ・保護された子どものケア ・CAS 監督下での在宅ケア・養子縁組 ・子どもへの精神保健や発達サポートのためのサービス、ペアレンティングプログラム、ユースサービスを提供する CAS もある	CAS：50 か所うち 12 か所が先住民、2 か所がカソリック、1 か所がユダヤ教信者を主な対象とする。 （オンタリオ州人口 1,390 万人。人口 28 万人に 1 か所）	7,600 人（2019-2020） （先住民を対象とする CAS 以外の 38 か所の CAS の職員数（フルタイム）））
イギリス	地域自治体 Children Social Care（CSC）	・通告の受理、調査、介入 ・要保護児童ケースへの支援 ・社会的養護ケースへの支援（自立支援、里親、養子縁組支援など） ・支援を必要とするケースの早期支援（Early Help）	156 の自治体のすべてに配置 （人口 30 万人に 1 か所）	児童家庭ソーシャルワーカー 30,720 人（2019.9）
ドイツ	青少年局	・家庭内教育の助成 ・昼間保育施設と昼間保育者の下にいる児童の助成 ・教育援助（児童保護を含む） ・心的障がいを有する児童少年のための援助	全国で 650 ベルリン市内では各区に設置	ソーシャル・ペダゴーグ（Socialpädagoge；社会教育士） ソーシャル・アルバイター（Socialarbeiter）
ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ	自治体ソーシャルサービス保健部門	・予防的児童保護（周産期クリニック、デイケア、若者の就労、居住支援、相談対応等） ・通告対応、アセスメント、調査 ・性犯罪等の通報（義務） ・児童保護計画の策定 ・オープンケア（在宅児童保護支援）の調整 ・緊急一時保護 ・代替養育措置 ・アフターケア支援 ・児童保護措置に対する法的対応（当事者からの申し立て対応） ・児童保護業務の記録管理（義務） ・措置業務の監督 ・保護児童の権利擁護	310 の自治体でサービスを展開（他自治体と共同でサービスを展開するところもある）。 人口 64 万のヘルシンキに児童福祉ユニットが５か所、ネウボラ（母子保健クリニック/ファミリーセンター）が 20 か所ある	ソーシャルワーク・相談対応スタッフ 2,328 人（2014）

出典：Office on Child Abuse and Neglect/Children's Bureau/ACYF/ACF/HHS, 2020, Child Maltreatment 2018. New York State ウェブサイト https://ocfs.ny.gov/main/localdss.asp（2020 年 7 月 30 日閲覧）（アメリカ）、UK Government Department for Education, Children's social work force 2019Ministry of Social Affairs and Health.（イギリス）、City of Helsinki ウェブサイト https://www.hel.fi/helsinki/en/socia-health/health/emergency/social-crisis-emergency-services/ （2020 年 8 月 5 日閲覧）、Finnish Institute for Health and welfare, Lastensuojelun Käsikirja.（フィンランド）、Caseworker Dashboard September 2019 Quarter, Services for children and young people dashboard, NSW DCJ.（オーストラリア）、川松亮（2018）ルーマニア・ドイツの児童福祉制度視察報告書Ⅱドイツ連邦共和国編. 子どもの虹情報研修センター. 子どもの虹情報研修センター報告書（ドイツ）

４．児童虐待対応システムについて

児童虐待への対応は、大きく三つの段階で考えるのが基本とされる。一つ目は虐待に至る可能性のあるリスクを早期に発見し、リスク解決のための支援を行う予防的対応の段階である。二つ目は虐待が発生した場合に、迅速に介入し、安全な環境を提供する介入・保護の段階で、三つ目は保護された後に、子どもと家族に対して、改善に向けた治療・教育的支援を行う段階である。

世界における虐待対応の歴史は、1961 年にヘンリー・ケンプ(C.Henry　Kempe)が米国小児科学会総会で被殴打児症候群（The Battered Child Syndrome）を報告したことを契機に本格的に始まっていくが、その取り組みには大きく２つの傾向に分かれる。それは児童を危害から保護することに焦点をあてた「児童保護」志向と、予防に焦点をあてた「家族・児童福祉サービス」志向である。アメリカやイギリスは主に前者を重視し、後者はフィンランドやドイツ等が該当する（田澤,2017）。例えばフィンランドでは、周産期からの予防的支援に古くから力を入れており、地域の保健と福祉の協働によるネウボラの実践は、今日に至っても高く評価されている。

児童保護に力を入れてきたアメリカやイギリスであっても、90 年代に入ってからは、危害が大きくなった段階で介入し保護する対応では、その後の適切な支援につながりにくく、経過も良好でないことに気付いていった。また重症化する前の段階で、家庭訪問等を行うなど予防的な支援が効果的との認識が支援評価のエビデンスを踏まえて高まっていった。こうして 2000 年以降はアメリカもイギリスも早期の予防的支援の強化に舵を切り始めている(Krugman,1997;鷲山,2020;増沢ら,2019）。アメリカのディファレンシャル・レスポンス（DR）やイギリスの早期支援（Early Help）の展開はそれを象徴している。またオーストラリアでは、早期支援のための情報共有の運営や支援機関に対するコンサルテーションなどに力を入れるようになっている。

もちろん重症なケースに対しては、どの国も児童保護の対象として虐待調査や緊急保護、さらには代替ケアが提供される。この際、原則として家庭裁判所の判断を必要とする国がアメリカ、イギリス、オーストラリアであり、日本、韓国、ドイツ、フィンランドでは、同意が得られない場合にのみ家庭裁判所が関与する。

５．虐待対応の統計から

（１）通告数と認定・実証件数等

表 5-1(77 ページ)は、各国の通告数、調査件数、虐待認定・実証件数、対応件数、及び虐待による死亡児童数である。虐待の認定や実証ケースの件数や対応件数は、認定や実証の基準や対応内容が国によって異なるため、数値を比較して、どちらが多いなどと判断することは慎重でなければならない。ただ通告数、虐待認定・実証件数、対応件数、虐待による死亡件数のいずれにおいてもアメリカが群を抜いて多い。

表 5-1. 各国の通告数、虐待実証件数、対応件数、死亡事例件数

	日本 (2018)	韓国 (2018)	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ (2018-19)	アメリカ 52 州 (2018)	カナダ ｵﾝﾀﾘｵ州 (2018)	イギリス (2018-19)	ドイツ (2017)	フィンランド (2019)
児童人口	1,860 万	793 万	559 万	7,399 万	236 万 (0 - 15 歳)	1,195 万	812 万	105 万
通告数		33,532 (児童虐待疑い事例)	451,184	4,327,000 (通告件数) 2,402,827 (受理件数)		650,930		156,200 (通告) 2,253 (出産前通告)
対児童人口		0.41%	8.0%	5.8%, 3.3%		5.4%		14.9%
調査件数			171,333		148,536	644,730 (ｱｾｽﾒﾝﾄ数) 201,170 (調査件数)	157,271 (子どもの最善の利益への危険ｱｾｽﾒﾝﾄ数)	40,821 (児童保護のニードアセスメント数)
対児童人口			3.1%		6.3%	5.4%, 1.7%	1.0%	3.9%
虐待認証・実証件数 /被害児童数		24,604 件 (虐待事例数) 20,018 人	47,516 人 (被害が実証された通告件数)	677,529 人 (被害児童数)	37,922 件 (虐待実証件数)	52,260 人 (児童保護プラン対象児童数)	50,412 件 (危険がある状態にあるｹｰｽ数)	
対児童人口		0.3%	0.9%	0.9%	1.6%	0.4%	0.3%	
対応件数 /児童数	159,838 件 (対応件数)					399,510 人 (支援が必要な児童数)		
対児童人口	0.9%					3.3%		
虐待による死亡事例	64 件(73 人)	28 人	NSW 州 20 件 (2016、2017 年)	1,738 人		55 件		
対児童人口 (対 10 万人)	0.31	0.35	(NSW 州 0-15 歳人口 150 万)	2.39		0.46		
小児死亡事例検証の法制化	されていない	されていない	されている	されている	されている	されている	されていない	されていない

出典：総務省福祉行政報告例.、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第 16 次報告.(日本)、2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料. (韓国)、Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2018-19. (オーストラリア)、Office on Child Abuse and Neglect/Children's Bureau/ACYF/ACF/HHS, 2020, Child Maltreatment 2018.(アメリカ)、Child Welfare Research Portal (2020). Ontario Incidence Study of Reported Child Abuse and Neglect. (カナダオンタリオ州)、UK Government Department for Education, Characteristics of children in need: 2018 to 2019、NHS Digital, Child death reviews: year ending 31 March 2019. (イギリス)、https://www.dw.com/en/germany-registers-shocking-number-of-child-abuse-cases/a-49094444 (ドイツ)、Finnish Institute for Health and welfare, Lastensuojelu 2019.(児童保護 2019) (フィンランド)、International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect (ISPCAN) , World Perspectives on Child Abuse 2018, 13th Edition.

（２）虐待種別

各国の虐待種別統計を表 5-2(79 ページ)に示す。それぞれ母数の内容が異なるので、比較検討の際には留意が必要である。日本では対応件数、韓国では児童虐待の疑いがあると判断されたケース数、アメリカは被害認定児童数、イギリスは児童保護プランケース数（深刻な危害がある、あるいは懸念されて登録されたケース)、カナダ、オーストラリアは通告後、年内に調査が終了して虐待が実証された児童数(47,516 件)、ドイツは子どもの最善の利益に対する危険のアセスメントにより深刻な虐待、または潜在的な危険があると判断されたケース数である。

ドイツとフィンランドは虐待種別統計をとっていない。両国は虐待にとどまらず広く子どもの抱えた課題をとらえ（親の精神疾患や家族のドラック問題など)、予防的アプローチを重視しているからである。この点は他の北欧諸国も同様である。

（３）代替養育

代替養育、いわゆる社会的養護を必要とした児童の総数及び里親、施設等の内訳を表 5-3(80～81 ページ)に示す。

各国の代替養育を必要とした児童の児童人口の内に占める割合は、日本は 0.2%と他国に比べてかなり低い割合となっている。また代替養育の 8 割以上を施設養育が占めており、諸外国に比べて里親に委託される子どもが少ない。日本では、里親のリクルートと里親への支援の強化を図るなど、いわゆるフォスタリング機能の強化が課題となっている。

表 5-2.　虐待種別の内訳

	アジア				オセアニア		北アメリカ				ヨーロッパ					
	日本(2019) 対応件数		韓国 児童虐待 事例件数		オーストラリア 被害認定児童数		アメリカ 被害認定児童数		カナダ オンタリオ州 虐待が実証 されたケース数		イギリス 児童保護プラン 対象児童数		ドイツ 危険な状態にある と判断されたケース数		フィンランド	
	件	%	件	%	人	%	人	%	件	%	人	%	件	%	数	%
身体的虐待	40,238	25.2	3,436	14.0	6,986	14.7	72,814	10.7	7,081	19	4,170	8.0	7,147	14.2	−	−
ネグレクト	29,479	18.4	2,604	10.6	9,883	20.8	411,969 5,720 (医療ネグレクト)	60.8 0.8	8,082	21	25,330	48.5	23,944	47.5	−	−
性的虐待	1,730	1.1	910	3.7	4,714	9.9	47,124 339 (人身売買)	7.0 0.1	1,019	3	2,230	4.3	1,589	3.2	−	−
心理的虐待	88,391	55.3	5,862	23.8	25,736	54.2	15,605	2.3	4,689 17,051(IPV への曝露)	12 45	18,460	35.3	8,045	16.0	−	−
その他					197	0.4	18,542	2.7							−	−
複合			11,792	47.9			105,322	15.5			2,070	4.0	9,687	19.2	−	−
不明							94	0							−	−
合計	159,838	100	24,604	100	47,516	100	677,529	100	37,922	100	52,260	100	50,412	100	−	−
対児童人口	0.9%		0.3%		0.9%		0.9%		1.6%		0.4%		0.6%		−	−

出典：総務省福祉行政報告例(日本)、Office on Child Abuse and Neglect/Children's Bureau/ACYF/ACF/HHS, 2020, Child Maltreatment 2018(アメリカ)、Child Welfare Research Portal (2020). Ontario Incidence Study of Reported Child Abuse and Neglect （カナダオンタリオ州)、UK Government Department for Education, Characteristics of children in need: 2018 to 2019 (イギリス)、Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare, 2020, Child protection Australia 2018-19 （オーストラリア)、2014~2018 全国児童虐待現況報告書、保健福祉部・中央児童保護専門機関と統計庁資料 (韓国)、Statistisches Bundesamt, Wiesbaden 2021(ドイツ)

表 5-3. 代替養育を受けた子どもの人数

	日本 (2018.10.01)		韓国 (2018.12.31)		ｵｰｽﾄﾗﾘｱ (2018.06.30)		ｱﾒﾘｶ (2017.09.30)	
	人	%	人	%	人	%	人	%
里親	5,556 (里親)	12.6	913 (里親)	3.5	17,415	38.8	198,753	45.6
	1,548 (ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ)	3.5	7,412 (祖父母)	28.3	23,490 (親族)	52.8	139,004 (親族)	31.9
			2,786 (親戚)	10.6				
					544(その他)	1.2		
施設	2,678 (乳児院)	6.1	11,100 (養護養設)	42.4	2,876	6.4	28,040 (施設)	6.0
	24,908 (児童養護施設)	56.3	227 (自立支援施設)	0.9	186 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	0.4	19,253 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	4.0
	1,366 (児童心理治療施設)	3.1	447 (保護治療施設)	1.7				
	1,226 (児童自立支援施設)	2.8	272 (一時保護施設)	1.0				
	6,333 (母子生活支援施設)	14.3	147 (総合施設：保護施設併設の児童相談所)	0.6				
	643 (自立援助ﾎｰﾑ)	1.5						
			2,872 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	11.0				
その他					183 (自立)	0.4	2,1630 (家庭復帰ﾄﾗｲｱﾙ)	5.0
					212(その他/不明)	0.5	17,707 (養子縁組前家庭)	4.1
							4,247 (家出中)	1.0
							7,214(自立)	1.7
計	44,258	100	26,176	100	44,906	100	435,848	100
対児童人口	0.25%		0.33%		0.8%		0.59%	

表 5-3. 代替養育を受けた子どもの人数（表 5-3 続き）

	カナダ (2019.12.31)	イギリス (2019.03.31)		ドイツ (2017.12.31)		ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ (2019.12.31)	
	人	人	%	人	%	人	%
里親		45,340	58.0	69,575	48.8	4,641	48.6
		10,380 (親族)	13.3			765 (親族)	8.0
		430 (養親認定された里親)	0.6			1,025 (専門)	10.7
施設		6,570	8.4	71,136	50.5	2,723	28.5
		110 (ﾚｼﾞﾃﾞﾝｼｬﾙｽｸｰﾙ)	0.1	967 (SV 付自立)	0.7		
		2,790 (半自立)	3.6				
		140 (非行少年保護施設)	0.2				
		1,150 (その他)	1.5				
その他		5,210(親元)	6.7			393	4.1
		2,190 (養子縁組前家庭)	2.8				
		3,400(自立)	4.4				
		440 (その他)	0.6				
計	59,283	78,150	100	141,678	100	9,547	100
対児童人口	0.8%	0.65%		1.08%		0.91%	

※イギリスの施設その他には、母子ユニット・ファミリーアセスメントセンター、刑務所などが含まれる。

※韓国のグループホームの入所者には 20 歳以上もいるが、0～19 歳の人数を示した。

出典：総務省福祉行政報告例(日本)、家庭委託保護現況の報告書、保健福祉部・中央家庭委託支援センター、児童権利保障院、社会保障委員会（韓国)、Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare,2020, Child protection Australia 2018-19.(オーストラリア)、Children’s Bureau, The AFCARS Report Preliminary FY 2018 Estimates as of August 22, 2019 - No. 26.(アメリカ)、Saint-Girons,M.,Trocmé,N.,Esposito,T, &Fallon,B. (2020). Children in out-of-home care in Canada in 2019. Canadian Child Welfare Research Portal. （カナダ)、UK Government Department for Education, Children looked after in England including adoption: 2018 to 2019. (イギリス)、Statistisches Bundesamt (Destatis), 2020 | Stand: 25.06.2020. （ドイツ)、Finish Institute for Health and Welfare, Lastensuojelu 2019. (フィンランド)

資料

Krugman, R.D. (1997). Child Protection Policy . Helfer, M.E., Kempe, R. S., & Krugman, R. D. (Eds.), The battered child. Fifth edition, Chicago: The University of Chicago Press. 坂井聖二（監訳）. 子どもの虐待防止センター(監）. (2003). 虐待された子ども――ザ・バタード・チャイルド.明石書店 .

アメリカ合衆国

Child welfare information gateway. Foster care statistics 2019. https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/foster.pdf. (2020 年 11 月 30 日取得)

Child welfare information gateway (2019). Factsheets. About CAPTA: A legislative history. Washington, DC: U.S. department of health and human services & Children's bureau.

Child welfare information gateway, State statutes search. https://www.childwelfare.gov/topics/systemwide/laws-policies/state/?CWIGFunctionsaction=statestatutes:main&CWIGFunctionspk=1. (2020 年 11 月 1 日取得)

犬塚峰子 (2015). アメリカ合衆国の子ども福祉―― アメリカ合衆国の子ども虐待対策の現状～予防的支援の展開とエビデンス・ベースト・プラクティス. 第 40 回（2014 年度）資生堂児童福祉海外研修報告書（アメリカ合衆国 コロラド州、ワシントン D.C.、ニューヨーク市）,17-46. 資生堂社会福祉事業財団.

増沢高・田中恵子 (2020) . 諸外国における児童虐待対応. こころの科学, 214, 33-41.

New York State. Local departments of social services. https://ocfs.ny.gov/directories/localdss.php. (2020 年 7 月 30 日取得)

U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children's bureau (2020). Child Maltreatment 2018.

U.S. department of health & human services, Administration for children and families, Administration on children, youth and families & Children's bureau (2019) . The AFCARS report ――Preliminary FY 2018 Estimates. Children's bureau, 26.

鷲山拓男 (2019). 虐待の世代間伝達の理解 . 子どもの虹情報研修センター紀要, 17, 34-53.

イギリス

麻生信也・増沢高 (2019) . イギリスの児童福祉. 2018 年度第 44 回資生堂児童福祉海外研修報告書――イギリス 児童福祉レポート, 15-49. 資生堂社会福祉事業財団.

増沢高・田中恵子 (2019) . 平成 30 年度研究報告書 イギリスの児童福祉制度視察報告書.子どもの虹情報研修センター.

増沢高・田中恵子 (2019) . 平成 30 年度研究報告書 児童相談所と市区町村における児童相談担当職員の人材育成に関する研究　第II部イギリスにおける児童家庭ソーシャルワーカ

ーの役割と育成について．子どもの虹情報研修センター.
増沢高・田中恵子 (2020)．イギリスの児童家庭支援における情報共有について．令和元年度研究報告書 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて（オーストラリア、イギリス、カナダ）, 4-39. 子どもの虹情報研修センター.
増沢高・田中恵子 (2020)．諸外国における児童虐待対応．こころの科学, 214, 33-41.
南山今日子 (2013). イギリスの児童福祉. 2012 年度第 38 回資生堂児童福祉海外研修報告書――ドイツ・イギリス児童福祉レポート, 26-44. 資生堂社会福祉事業財団.
NHS Digital (2019). Child death reviews: year ending 31 March 2019.
田澤あけみ (2017). イギリス福祉施策にみる「児童保護」制度の軌跡と課題. 社会保障研究, 2, 202-214.
UK Government Department for education (2020). Children's social work force 2019.
UK Government Department for education (2020). Characteristics of children in need: 2018 to 2019.
UK Government Department for education (2020). Children looked after in England including adoption: 2018 to 2019.

オーストラリア連邦

Australian Association of social workers (2015). Scope of social work practice ――Social work in child protection.
Australian Government, Australian institute of family studies. https://aifs.gov.au/cfca/. (2021 年 7 月 7 日取得)
Australian government, Australian institute of health and welfare. (2015). The changing face of the welfare workforce. Australia's welfare 2015, 45-60.
Australian government, Australian institute of health and welfare. (2020). Child protection Australia 2018-19: children in the child protection system.
Australian government, Australian institute of health and welfare. (2020). Child protection Australia 2018-19.
Australian Government, Australian institute of health and welfare. Child protection data. https://www.aihw.gov.au/reports-data/health-welfare-services/child-protection/data. (2020 年 11 月 30 日取得)
増沢高・田中恵子 (2020). オーストラリアの児童家庭支援における情報共有について．令和元年度研究報告書 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて（オーストラリア、イギリス、カナダ）, 41-58. 子どもの虹情報研修センター.
増沢高・田中恵子(2020). 諸外国における児童虐待対応．こころの科学, 214, 33-41.
NSW Department of communities and justice. All children deserve a safe and stable home for life. https://www.facs.nsw.gov.au/families. (2021 年 7 月 7 日取得)

NSW Department of communities and justice. DCJ Community services centres. https://www.facs.nsw.gov.au/about/contact/csc. (2021 年 7 月 7 日取得)

NSW Department of communities and justice. Caseworker dashboard September 2019 Quarter. https://www.facs.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0012/766569/September-2019-quarter-Caseworker-Dashboard.pdf. (2020 年 11 月 30 日取得)

NSW Ombudsman(2019). Biennial report of the deaths of children in New South Wales: 2016 and 2017.

フィンランド共和国

Finnish institute for health and welfare. Social services, children, adolescents and families. https://thl.fi/en/web/thlfi-en/statistics/statistics-by-topic/social-services-children-adolescents-and-families. (2020 年 11 月 30 日取得)

Finnish institute for health and welfare. Lastensuojelun käsikirja（児童保護ハンドブック）. https://thl.fi/fi/web/lastensuojelun-kasikirja

Finnish Ministry of justice. https://www.finlex.fi/en/.

Finnish Ministry of social affairs and health. Child welfare 2019 . https://thl.fi/en/web/thlfi-en/statistics/statistics-by-topic/social-services-children-adolescents-and-families/childwelfare

増沢高・田中恵子(2020). 諸外国における児童虐待対応. こころの科学, 214, 33-41.

Ministry of social affairs and health (2019) . Child and family policy in Finland--Child welfare and care.

Official Statistics of Finland (2020) . Lastensuojelu 2019(児童保護 2019). Tilastoraportti 28/2020(統計報告 28/2020). OSF Statistical report 20/2021.

高橋久雄 (2014). フィンランド・オランダの児童福祉. 第 39 回（2013 年度）資生堂児童福祉海外研修報告書（フィンランド・オランダ), 15-33. 資生堂社会福祉事業財団.

大韓民国

保健福祉部. 報道資料(2021.01.19)「児童虐待の対応体系の強化方案」添付資料. http://www.mohw.go.kr/upload/viewer/skin/doc.html?fn=1611019515549_20210119102515.pdf&rs=/upload/viewer/result/202103. (2021 年 3 月 4 日取得)

保健福祉部・中央児童保護専門機関. 全国児童虐待現況報告書(2014 年～2017 年）. https://www.ncrc.or.kr/ncrc/na/ntt/selectNttList.do?mi=1177&bbsId=1014%EF%BC%88%E8%B3%87%E6%96%99%E5%85%AC%E9%96%8B%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF%EF%BC%89. (2021 年 3 月 4 日取得)

保健福祉部・中央児童保護専門機関. 児童虐待主要統計(2018 年）.

https://www.ncrc.or.kr/ncrc/na/ntt/selectNttList.do?mi=1177&bbsId=1014%EF%BC%88%E8%B3%87%E6%96%99%E5%85%AC%E9%96%8B%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF%EF%BC%89 (2021 年 3 月 4 日取得)

保健福祉部・中央家庭委託支援センター. 家庭委託保護現況報告書（2017 年～2020 年）. https://www.ncrc.or.kr/ncrc/na/ntt/selectNttList.do?mi=1177&bbsId=1014%EF%BC%88%E8%B3%87%E6%96%99%E5%85%AC%E9%96%8B%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF%EF%BC%89. (2021 年 3 月 4 日取得)

保健福祉部・児童権利保障院 (2020). 児童虐待対応の業務マニュアルI-児童虐待の調査.

保健福祉部・児童権利保障院 (2020). 児童虐待対応の業務マニュアルII-児童虐待のケースマネジメント.

児童権利保障院. 家庭委託保護現況報告書（2019 年）. https://www.ncrc.or.kr/ncrc/na/ntt/selectNttList.do?mi=1177&bbsId=1014%EF%BC%88%E8%B3%87%E6%96%99%E5%85%AC%E9%96%8B%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF%EF%BC%89. (2021 年 3 月 4 日取得)

パクソンクォン (2020). 児童虐待の対応体系の課題と改善方向:児童保護専門機関を中心に. 国会立法調査処, 51.

社会保障委員会. 児童福祉施設及び入所児童数統計. http://ssc.go.kr/stats/infoStats/stats010100_view.do?indicator_id=365&listFile=stats010300&cd=. (2021 年 6 月 4 日取得)

統計庁.保護対象児童現況報告. http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1421. (2021 年 3 月 4 日取得)

カナダ

Canadian child welfare research portal. https://cwrp.ca/. (2021 年 7 月 7 日取得)

Fallon,B., Filippelli,J., Lefebvre,R., Joh-Carnella,N., Trocmé,N., Black,T., MacLaurin,B., Hélie,S., Morin,Y., Fluke,J., King,B., Esposito,T., Collin-Vézina,D., Allan,K., Houston,E., Harlick*,M., Bonnie,N., Budau,K., Goodman,D., Kartusch,M., Malti,T., Moody,B., Rasteniene,J., Parada,H., Richard,K., Schumaker,k., Stevens,T. & Stoddart,J.. (2020) . Otario incidence study of reported child abuse and neglect – 2018 ――Major findings. Canadian child welfare research portal.

Government of Canada. Programs and policy development – Public health agency of Canada. https://www.canada.ca/en/public-health/programs.html. (2021 年 7 月 7 日取得)

金井剛 (2016). カナダ・オンタリオ州の子ども福祉――オンタリオ州（トロント）の子ども虐待対策と予防の現状～その歴史と現状から学ぶ～. 第 41 回（2015 年度）資生堂児童福祉海外研修報告書（カナダ：オンタリオ州トロント、コバーグ), 21-45. 資生堂社会福祉事業財団.

菊池幸工(2020). カナダ・オンタリオ州の児童家庭支援における情報共有について. 令和元年度研究報告書 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて（オーストラリア、イギリス、カナダ）, 59-97. 子どもの虹情報研修センター.

Ontario Association of childnren's aid societies. Facts and figures. http://www.oacas.org/childrens-aid-child-protection/facts-and-figures/. (2021 年 7 月 7 日取得)

Office of the chief coroner Privince of Ontario (2018). Paediatric death review committee and deaths under five committee 2017 Annual report.

Public health agency of Canada (2019) . Provincial and territorial child protection legislation and policy 2018.

Saint-Girons,M., Trocmé, N.,Esposito,T. & Fallon,B. (2020). Children in out-of-home care in Canada in 2019. Canadian child welfare research portal, Information Sheet #211E.

Saskatchewan Prevention Institute (2016). Child death review in Canada: A national Scan.

ドイツ連邦共和国

Galm,B. & Derr,R. (2011). Combating child abuse and neglect ――Child protection in Germany National Report. Deutsches Jugendinstitut e.V..

川松亮 (2018). 平成 29 年度研究報告書 ルーマニア・ドイツの児童福祉制度視察報告書 II. ドイツ連邦共和国編. 子どもの虹情報研修センター.

川松亮 (2018). ルーマニア・ドイツの児童福祉は今どうなっているか. 2017 年度第 43 回資生堂児童福祉海外研修報告書――ルーマニア・ドイツ児童福祉レポート, 29-40. 資生堂社会福祉事業財団.

南山今日子 (2013). ドイツの児童福祉. 2012 年度第 38 回資生堂児童福祉海外研修報告書――ドイツ・イギリス児童福祉レポート, 9-25. 資生堂社会福祉事業財団.

Soziales (2019). Statistisches Jahrbuch Deutschland und Internationales. Statistisches Bundesamt (Destatis) (ドイツ連邦統計局), 8, 235-264.

Statistisches Bundesamt (Destatis) (ドイツ連邦統計局). Soziales., Ausgaben, Einrichtungen und Personal in der Jugendhilfe. https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Social-Statistics/Public-Children-Youth-Welfare/_node.html. (2021 年 7 月 7 日取得)

Statistisches Bundesamt (Destatis) (ドイツ連邦統計局). Social statistics--Public children and youth care. https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Social-Statistics/Public-Children-Youth-Welfare/_node.html#sprg265488. (2021 年 7 月 7 日取得)

Witte,S., Miehlbradt,L., van Santen,E. & Kindler,H. (2016). Briefing on the German child protection system.

執筆者一覧

【　】内は担当章

研究代表者

増沢　　高（子どもの虹情報研修センター）【第 1 部　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ-1, 2, 3, 4, 6, 7　第 2 部】

共同研究者

田中　恵子（子どもの虹情報研修センター）【第 1 部　Ⅲ】

趙　　正祐（慶南総合社会福祉館、国立昌原大学家族福祉学科）【第 1 部　Ⅲ-5】

2020年（令和2年）度研究報告書

海外の児童虐待防止の取組みに関する調査研究

令和 3 年 11 月 30 日発行

発 行　社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

編 集　子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地
TEL. 045－871－8011 FAX. 045－871－8091
mail：info@crc-japan.net
URL：http://www.crc-japan.net

編 集　研究代表者 増沢　高
共同研究者 田中　恵子
趙　正祐

印 刷　コトブキ印刷工業有限会社
TEL. 045-324-7201